下線をクリックすると 該当するページへ移動します

平成27年第4回定例会 新元王町議会会議録 第2日 (平成27年12月18日)

◎議事日程(第2日)

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

堤 俊昭議員「TPP農業関連について」「使用済み核燃料について」 伹野裕之議員「コミュニティースクール導入について」「ヨシキリザメ 被害に早期対応を」

長浜謙太郎議員「 ν ・コード館が保有する ν ・コードのPRについて」 武藤勝圀議員「JR日高線の復旧に向けた取組等について」「国保診療所の無床化について」

武田修一議員「国保診療所の無床化について」

日程第	3	議案第51号	平成27年度新冠町一般会計補正予算
日程第	4	議案第52号	平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第	5	議案第53号	平成27年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
日程第	6	議案第54号	平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
日程第	7	議案第55号	平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第	8	議案第56号	平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第	9	議案第57号	平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
日程第1	0	発議第 8号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求
			める意見書の提出について
日程第1	1	発議第 9号	介護報酬の再改定を求める意見書の提出について
日程第1	2	会議案第 13 号	閉会中の継続調査について
日程第1	3	会議案第 14 号	閉会中の継続調査について

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員(12名)

竹 1番 中 進一 君 2番 堤 俊 昭 君 裕 之 3番 氏 家 良美 君 4番 伹 野 君 栄 子 5番 武 田 修 君 6番 須 崎 君 7番 椎 名 徳 次 君 8番 秋 Щ 三津男 君 9番 武 藤 勝 穷 君 10番 長 浜 謙太郎 君 革 二 11番 鳴 海 修 司 君 12番 芳 住 君

◎出席説明員

町 長 小 竹 或 昭 君 副 町 長 中 村 修 君 教 育 長 杉本 貢 君 会 計 管 理 者 小笠原 広 明 君 務 課 長 中 村 義 弘 君 町民生活課長 佐 渡 健 能 君 保健福祉課長 堤 秀 文 君 建設水道課長 坂 東 桂 治 君 産業課長兼農業委員会事務局長 島 義 君 田 和 画 課 佐藤 正秀 君 企. 長 教育委員会管理課長 工 藤 匡 君 教育委員会社会教育課長 山 本 政 嗣 君 診療所事務長 坂 本 隆 君 特別養護老人ホーム所長 山 下 利 君 幸 総務課総括主幹 新 宮 信 幸 君 保健福祉課総括主幹 鷹 觜 寧 君 町民生活課総括主幹 貴 君 山 谷 建設水道課総括主幹 関 英 君 П 建設水道課総括主幹 本 間 浩 之 君 教育委員会社会教育課総括主幹 湊 昌 行 君 農業委員会事務局次長 長谷川 誠 君 収納対策本部次長 晃 君 田 村 税務課総括主幹 杉 山結 城 君 代表監查委員 岬 長 敏 君

◎議会事務局

 議会事務局長
 原田和人君

 議会事務局係長
 曽我和久君

(開会 10時00分)

○議長(芳住革二君) 皆さん、おはようございます。

◎開議宣告

○議長(芳住革二君) ただ今から、平成27年 第4回新冠町議会 定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(芳住革二君) 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(芳住革二君) 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規程により、11番 鳴海 修司 議員、1番 竹中 進一 議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長(芳住革二君) 日程第2 一般質問 を行います。通告の順序に従い、発言願います。 堤 俊昭 議員の「TPP 農業関連について」の発言を許可いたします。 堤 議員。

○2番(堤俊昭君) 2番堤です。TPPの農業関連について伺います。TPP交渉が1 0月5日大筋合意をしました。農産物の関税交渉については、米国の市場開放の圧力に屈して総崩れ状態となった。と農業共済新聞にありました。多くの農業関係者の共通の思いであると思います。関税は、各国の貿易・経済を公平にするため必要なツールと思い、反対の立場でありましたが、すべての政党、農業団体、地方六団体等も反対の立場であったと思います。改めて町長にTPP加盟反対であった理由を伺いたいと思います。2番、重要5品目については聖域として関税撤廃を求める国会決議、国民との約束がありました。政府は、決議は守ることが出来たと答えていますが、町長はどのように思われるか伺いたいと思います。3、和牛については、一部肯定的な報道もありました。和牛を含め、米・乳牛・野菜・軽種馬等の産出額は大きく減少することになると考えますが、いかがでありましょうか。また、農業関連産業、農業従事者、町の経済にとって与える影響も大きいものがあると思いますが、考えを伺います。4、国会の審議を経て、批准の可否まで2年ほどあるのだと思います。国会野党は当然批准反対の立場でありますけれども、農業団体、市町村においても一部TPP白紙それから、批准阻止との動きもあります。今後、批准阻止の運動展開等する考えがあるのか伺います。5、TPPが批准をされれば、農産品の輸

出のチャンスが大きく広がるとの一部シンクタンクの評論も目にします。また、日本で農 業は世界へ打って出るチャンスと首相は語っていますが、新冠農業は世界へ打って出るこ とが出来るのか、そうではないのか伺います。6、農業を成長産業と位置付けると言って いますが、過去にも内閣が変わるたびにさまざまな農業対策、振興の政策がありましたけ れども、いずれも成功せず、農業者の平均年齢は66歳となっています。農業人口も減少 し続け、高齢者や小規模農家は存続困難と思います。10数年先とはいえ関税撤廃が決定 すれば、若者の就業にも不安が大きいと考えます。町長の新冠農業の成長戦略について聞 かせていただきたいと思います。7、TPPが発効されても、国内農家が安心して導入を 続けられるようにとの事で8千億円の支援をするとの報道がありました。そのうちすでに 1000億円を土地改良等にするとの具体的な報道もありましたけれども、当町には1. 6億円前後、これは地方創生資金の2000万円をもとに計算したものでありますけれど も、この予算が単年度なのか、あるいは複数年にわたるようなことなのか、この農業関連 の予算のあり方について、聞かせてほしいと思います。8、政府はなぜか決議内容を小分 けにして情報提供をしているように思われます。さらに適切な農業者への情報提供、指導 等を強化すべきと思います。また、農業政策の変更等もしなければと考えます。第5次の マスタープランの変更、地方創生事業への影響を伺い、新冠農業の持続発展のためには、 農業関連組織や農業者へのさらなる支援、予算増額が不可欠と思いますが、いかが考える か伺いたいと思います。最後にTPPは外交交渉でありますから、譲るべきところは譲る、 守るべきところは守るということであります。ただ、農業分野で譲りすぎたと思っていま す。首相や担当大臣は国益はしっかりと守ることが出来たと語っておりますけれども、国 益のために犠牲はつきものかもしれません。TPPは国益、国民の利益に資する政策と考 えるのか、以上9点について伺います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹 町長。

○町長(小竹國昭君) 議員からご質問のTPP農業関連について、お答えいたします。 1点目についてですが、これまでの日本の農政における諸外国との農畜産物輸入自由化の 流れを振り返りますと、貿易政策の大きな転機となりましたのは1993年12月のガッ ト・ウルグアイラウンド農業合意でございます。この合意では、コメへの関税は見送られ たものの、その代替として最低輸入量(ミニマムアクセス)が拡大され、更に輸入制限を かけてきた全ての農畜産物が関税化となりました。外国産農畜産物との価格競争は、農業 者の生産意欲と所得の低下を招くだけでなく、日本の食料自給率を著しく低下させた最大 の要因と考えております。日本の農業は、広大な農地が広がる諸外国とは埋めることの出 来ない生産性の格差があり、この差が農畜産物の価格に大きく影響いたします。農畜産物 への関税はこうした格差を是正し、国内農業を今後とも維持・発展させていくために非常 に大きな意味を持っておりますが、このたびのTPP協定は関税を全て撤廃することを原 則とする交渉でございました。これは日本の農業の未来を閉ざすだけでなく、農業が支え てきた社会経済や国民生活へも重大な影響を及ぼす恐れがある大変重要な問題と考えてお りましたが、それにも関わらず、私たち国民に対する十分な情報提供、十分な議論がされないまま交渉に参加しようとする政府の姿勢は、断じて許すことは出来ないのではないかとの思いから、反対の立場で行動して参りましたし、これまでにも北海道町村会等を通じ、要請活動を行ってきたところでございます。

2点目についてですが、衆参農林水産委員会で決議されたTPP協定交渉参加に関する決議では、「コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。」とされております。これに対する政府の見解は、「重要5品目については関税撤廃の例外を確保することができ、また、新しいセーフガード措置を設けることも認められた。」との説明でございます。この発言に対しては、国会議員や農業団体関係者らの中でも様々な見解に分かれているようでございますし、年明けに召集される通常国会での大きな争点になることと存じます。大筋合意の内容を全て把握出来ておりませんが、公表されている資料では5品目という大きな括りでは関税は撤廃されていませんが、細かなタリフラインで見ますと、これまで撤廃されたことが無い重要5品目586ラインのうち、コメの調製品・加工品等の一部や乳製品のホエイの一部、牛肉・豚肉の内臓や調製品など、174ラインが年数をかけて関税が撤廃されることになっておりますので、100%決議を守られたかと言われれば、そうではないと感じております。

3点目についてですが、平成25年3月に国がTPPにより関税が全て即時撤廃された場合の影響額試算を公表いたしましたが、この時には農産物の生産額が2.7兆円減少するとの見込みでありました。また、この試算結果を踏まえ、北海道が試算した北海道農業の生産減少額は4762億円でございます。それぞれ多額の影響が生じる試算結果となっておりますが、試算は関税が即時撤廃された場合でございまして、この度の大筋合意では、関税率を即時撤廃するものもございますが、大部分は時間をかけて段階的に関税率を削減、又は撤廃するもので、実際に影響が生じ始めるのはTPP発効後となります。現在のところ、国や北海道においても影響額の試算を公表するまでには時間を要すると聞いてございまして、当町への影響について現時点で把握をすることは大変困難でありますので、ご理解を頂きたいと存じます。

4点目についてですが、TPPの発効には幾つかの方法がありますが、基本的には協定書に署名をした全ての国が、それぞれの国会や議会の承認など国内法上の手続きが完了した60日後に発効されるもので、発効までには少なくても2年程度かかるであろうとの報道がされております。現在の政府の動きとしては、11月25日に「TPP関連政策大綱」を定めたところでございますが、私といたしましては、批准の阻止というよりも、農業者等の大きな不安や懸念を払しょくするために、TPPの影響把握への迅速な取組みと、影響が生じる見込みとなった場合にも再生産を可能とする対策の実施、対策を恒久的に実施するための法制化、安定的な財源の確保などの仕組みの構築について、要請をしていくこ

とが現段階での現実的な動きとして考えておりまして、既に北海道町村会を通じて要請しているところでございますが、今後についても引き続き要請に努めて参りたいと考えております。

5点目についてですが、TPPでの政府の考えは、地域の特色を活かした地場産業、農産品等が8億人の市場へ打って出ることを政府が全力で後押しし、攻めの農林水産業への転換を図るとされております。日本の農畜産物の魅力は、諸外国と比較して生産コストは高くなりますが、高品質で安全、安心して食することにあると思います。

当町を含め、道内産のコメは新潟産コシヒカリと同等以上の食味にあるとの試験結果が日本穀物検定協会から報告されております。また、ピーマンは市場評価も高く、高値で取り引きをされておりますし、軽種馬は中央・地方競馬で活躍しております。黒毛和牛も上々の上物率となっておりますし、牛乳の成分評価も高いと聞いてございます。今後、当町の農畜産物を輸出することが可能かどうかを現時点で判断することは出来ませんが、当町の農業者の皆様は、それぞれが知恵を絞り、各々の生産技術を研鑽され、誠実且つ地道にご努力されていることと存じますし、品質的にもそのレベルに達していると認識しております。

6点目についてですが、安倍総理大臣が農業を成長産業に位置付ける要因の一つには、日本は世界的にみて農畜産物の低輸出国であり、昨年は世界53位という現状を踏まえてのことであろうと思いますし、今後見込まれる人口減少社会を見据えますと、新たなマーケットを海外に求めることについては、一定の理解をいたします。当町農業にとっての成長戦略ということですが、国が進めようとしている輸出拡大にも期待をする所ではございますが、TPPが発効されますと国内には食の安全性に不安を残す外国産農畜産物の流通が増えて参ります。価格の面で対抗するには非常に難しいことが予想されますが、品質が良く、安全で安心な当町の農畜産物を国内外の消費者に届ける地産外消を拡大していくことが、いわゆる攻めの戦略の一つだと考えております。また、こうした生産活動を行うためには安定した生産基盤が確立されていなければなりませんが、議員からご指摘のとおり農家人口は減少の一途でございます。このことから、TPP対策として政府が講じようとしている担い手対策には積極的に取組んで参りたいと存じますし、これまでに行ってきた新規就農対策や後継者対策を更に充実させ、経営感覚を持った優れた担い手育成に努めて参りたいと存じます。

7点目につきましては、今後国会にて審議がされる内容でございまして、現在のところ情報は届いてございません。

8点目につきましては、議員がおっしゃるとおり農業者への更なる支援は必要と考えておりますが、町単独での実施には限界がございます。 TPPによる影響の度合いが不明ではございますが、今後、国や北海道から農業を引き続き再生産可能とする経営の安定化に向けた守りの対策、産地の生産力向上や輸出拡大に向けた体制整備など競争力を強化する攻めの対策が示されることになっておりますので、これらを活用し、必要な予算の確保に

努めて参りたいと存じます。

9点目についてですが、日本を含め諸外国の国民が豊かな暮らしを享受するためには、国際化の進展は免れないものであると思いますが、この度のTPP交渉においては、私たち国民に対する十分な情報提供や十分な国民的議論がされないまま交渉に参加され、大筋合意に至りました。この間、交渉の経過は公表されず、交渉結果についても自動車関係など他の分野での優勢に比べ、農業分野の劣勢は否めません。国内農業への影響も解らず、将来への不安や懸念の声が農業者に広がっておりますが、先ずはこうした点や合意した内容の全容について、丁寧で解りやすい説明が必要と思いますし、国会決議との整合性についても国民が納得出来るよう十分に議論されるべきと思います。ご質問のありましたTPPが国益に資する政策かの判断につきましては、今申し上げました説明や議論を国民が理解し、更にはこれから国会で議論されますTPPに対する農業政策が真に実効性を保ち、確固たる農業生産基盤の確立を可能とするのか。また、そのための予算をしっかりと確保していく枠組みとなるのか、国民の声をしっかりと聞き、国会の中で議論されるべきと考えておりますし、現時点では私も一国民として情報が不足しておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございませんか。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) 町長の政府に対する若干の不信感とTPPになっても新冠の農業は 負けないといったような決意は十分に理解は出来たつもりであります。ただ、最長20年 や30年という報道もありますけれども、最短で言えば7年ということになります。7年 で完全撤廃ということの準備はしておかなければならないと思います。やはり一番知りた いのは、新冠町に与える影響ということでありますので、これ等々まだまだわからないこ とがたくさんありますし、批准までの時間考えますと、また質問の機会もありますので、 また、町長の今の答弁しっかりと勉強し直して、3月にやらせていただきたいなと思いま す。

○議長(芳住革二君) 引き続き、「使用済み核燃料について」の発言を許可いたします。 堤 議員。

○2番(堤俊昭君) 使用済み核燃料(核のゴミ)についてお伺いをします。国民は原発のない夏を2度経験しました。今、なお故郷へ帰ることが出来ない人が10万人以上いると聞きます。国民の63%は脱原発依存でありますが、川内原発も再稼働し、2基目となりました。泊、大間も近々稼働になると思います。町長も脱原発依存を表明していたところでありますので、次の点を伺いたいと思います。再稼働についてどのように思うか。平成24年5月に道内の72の自治体で北海道再生可能エネルギー振興機構が結成されました。しかしながら、活動内容が見えてきませんので、一度報告をしていただきたいと思います。3、町長はその場で、これは私の過去の一般質問の場という意味でありますけれど

も、風力や太陽光等の再生エネルギーの活用を進めていきたいと答弁をしています。道内 各地に大規模な風力、太陽、地熱等々の施設が次々と誕生しています。当町も今一度チャ レンジしてみることが脱原発依存を表明した町長の責任かとも思います。挑戦の意思があ るのかないのか、聞かせていただきたいと思います。4、核のゴミ問題は日本全国戦々恐々 の状態だと考えます。昨年までは自治体の手上げ方式であった訳でありますけれども、応 募が無く今年より科学的知見により、国が指名をするという手法に変えてきました。5月 に札幌で自治体向けの説明会があったと思います。60程度の自治体は、住民に心配をか ける、受け入れるつもりがないとの理由で不参加でありました。当町は参加をしたのか、 しなかったのか。それぞれの理由についても伺いたいと思います。5、道は条例で核のゴ ミは受け入れがたいとしていますけれども、新聞社によるアンケートでは、条例を遵守す ると大きくトーンダウンをしていました。全国で唯一、核のゴミを受け入れない条例を持 つ北海道ですけれども、国に対してこの条例は、効果を発揮することが出来るのかどうか、 伺いたいと思います。6、都道府県単位で指名されるのか、市町村単位なのか明示されて いないと思います。まず調査ということになる訳でありますけれども、調査の指定がされ た時には受け入れるのか、拒否するのか。7、最終的に新冠町が科学的知見により、高レ ベル放射性廃棄物最終処理地に指定された時は、受け入れるのか否かを伺います。そして、 地層処分については安全との話に多くの国民は科学者の言うことは信じられないとしてい ると思います。地震大国日本に地層処分出来る場所などないという学者もいます。使用済 み核燃料プールも早いところでは、2年ほどで満杯になり、平均7割の貯蔵となっていま す。六ケ所村の再処理施設が稼働しないことで、ゴミは行き場を失っている状況にありま す。宇宙へ、海洋投棄へ、発展途上国へ、いずれも不可能な相談であります。安倍総理の トップダウンで故郷山口県で引き受けると言ってほしいなという思いもあります。8、原 子力の恐怖、危険から故郷とそこに住む住民を守る決意が必要であると思います。自治体 は核のゴミを持ちこませない条例を制定している事例が目立ってきました。制定を検討す べき時だと思いますがいかがか伺います。以上です。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹 町長。

○町長(小竹國昭君) 3.11の福島第1原発事故を受け、事故前に54基だった日本の原発は、順次廃炉が決定し、現在残っているものは42基で、全ての原発が停止しておりましたが、九州電力の川内(センダイ)原発1号機が本年8月に再稼働し、原発稼働ゼロの状態は約2年で終止符が打たれ、さらに川内(センダイ)原発2号機も10月に再稼働したところです。私は、原子力発電が無くても、安定的かつ経済的な電力供給の構造が、一日も早く実現されることを願っている1人でございます。ご質問のありました一点目の原発再稼働についてお答えいたします。平成25年7月に定められた新規制基準のもと、原子力規制委員会の審査に合格し、さらに地元の同意も得られたことによって再稼働したものと認識しております。原発に対する私の思いは先ほど申し上げたとおりですが、原発の停止に伴い北海道では2度の電気料金値上げにより、各家庭や事業者の負担が増すなど

経済的な影響を受けており、現状では原発の稼働と電気料金が密接に関係していることから、非常に悩ましい問題であると考えているところです。

二点目の北海道再生可能エネルギー振興機構の活動内容についてお答えいたします。 当機構は平成24年12月に設立されたもので、会員は77自治体、26企業、30個人 で構成されております。主な事業は、一つ目に再生可能エネルギーに関する講座等を開催 しており、昨年度は4回開催されております。二つ目に再生可能エネルギー導入・事業運 営に関する相談、助言、指導業務として、昨年度は真狩村地熱開発理解促進協議会準備委 員会及び富良野地域太陽光・小水力発電事業化調査の事務局業務を受託したほか、相談窓 口を設置し再生エネルギー全般にわたる相談の対応、北海道大学大学院経済学研究科ほか 関係団体との連携によるシンポジウム等の企画運営が行われております。3つ目に再生可 能エネルギー政策・技術に関する調査、研究、資料収集として、各種補助金制度や再エネ 資源の賦存量等の情報収集及びメール等による情報発信がされております。4つ目に政策 提案として、昨年度は「再生可能エネルギーで北海道の地域活性化を」と題して、再生可 能エネルギーと省エネルギーのポテンシャルを活かした、地域経済の活性化の実現に向け た提言書を春の統一地方選挙の立候補者へ送付されております。5つ目に、その他として、 各種媒体による再生可能エネルギーの啓発が行われております。

三点目の風力や太陽光等の再生可能エネルギー導入についてお答えいたします。

最初に、再生可能エネルギー導入に向けた、これまでの動きについて説明させていただき ます。まず、風力発電につきまして、平成24年2月に行われた北電の風力発電設備から の購入公募に際し、札幌の事業者が節婦の育成公社に隣接する町有地を活用して施設を整 備したいという申入れがありました。この公募は、事業者多数の場合、第1段階は抽選で 事業者を選び、第2段階で現地における条件調査等により、諸条件をクリアした場合に事 業化に向けて進むことが出来るというものでしたが、当該事業者は事業者多数による第1 段階の抽選で落選となり、その後は、北電の同様の公募は無い状況です。次に太陽光発電 ですが、新栄場外着陸場用地約9ヘクタールに、メガソーラー発電を計画したいという話 が、平成24年2月、7月、10月、平成25年1月と9月に計5件の事業者からありま したが、北電の送電網の容量が小さいため、自前で変電所及び送電網等の整備を行わなけ れば事業化は出来ない条件下にあり、事業としての採算性が大きく欠けることから、いず れの事業者も断念したところです。また、北海道の補助金を活用して、小規模な太陽光発 電を朝日開拓婦人ホーム横、緑丘のエゾシカ総合センター横、節婦の通称長道、美宇生活 センター敷地、太陽農業支援員住宅横の各町有地に整備出来ないか調査しましたが、現状 の配電設備では連係不可という回答でありました。北海道はもともと系統規模が小さく、 メガソーラーの系統連係は北海道全体の課題となっており、平成24年12月に経済産業 省から北電に対して、受入可能量拡大策の検討について指示が出されているという状況に あることをご理解いただきたいと存じます。

4点目の高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する、自治体向け連絡会議への出席有

無及び、その理由についてお答えいたします。本年5月19日付けで北海道町村会より本連絡会の開催について案内があり、開催趣旨が高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する、国としての基本的な考え方等に関する情報提供ということでありましたので、情報収集という観点から担当の企画課長が出席したところです。

5点目の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」の効力についてお答えいた します。まず、道の条例の全文を読み上げます。北海道は、豊かで優れた自然環境に恵ま れた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んで きた。一方、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射 性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要がある。現時点では、その処分方 法の信頼性向上に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分確立されておらず、その試 験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。私 たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する、限りある環境を 将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは 慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する。というものであり、平成12年 10月24日に条例第120号として公布、施行されております。地方自治法第2条第1 6項において、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、 市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」と 規定しており、同第17項では、「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、こ れを無効とする。」と規定されております。道条例では、「特定放射性廃棄物の持込みは慎 重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する。」という表現となっており、明確に 持ち込みを禁じているようには読み取れませんが、万が一、持ち込んだ場合、地方自治法 に抵触するのかを判断するのは、司法によるところであるかと考えます。

6点目の国から科学的有望地として、文献調査の申し入れがあった時の受入れ可否及び、7点目の調査の結果、最終処分地としての申入れがあった時の受入れ可否について、合わせてお答えいたします。まず、科学的有望地については、総合資源エネルギー調査会放射性廃棄物ワーキンググループ及び、地層処分技術ワーキンググループにおいて、考慮すべき要件等について検討中ということですが、2014年5月の中間とりまとめでは、地球科学的観点からの適性として、処分に適さない地域として避けるべき要件を1.火山から15km以内、2.過去10万年の隆起量が300m、沿岸部は150m超、3.活断層がある場所において断層長さの100分の1の幅とし、また、社会科学的観点からの適性として、諸外国の検討項目を例に、環境の保護、土地利用の状況、輸送の確保、人口密度などとなっており、より適性の高い地域を科学的有望地として位置付けるようです。

当町に対し国から科学的有望地として、文献調査の申し入れがあったとしても、将来に わたって当町のまちづくりに必要となる事柄ではありませんので、申し入れは拒否する考 えであります。

8点目の核のゴミを持ちこませない町条例の制定についてお答えいたします。 高レベル

放射性廃棄物の最終処分については、全国民・全自治体の問題であると考えますので、条 例の制定につきましては熟慮いたしますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(芳住革二君) 堤議員再質問ございますか。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) 今の町長の答弁で、核のゴミは絶対に新冠町には持ち込ませない、 捜査もさせないという決意が伝わってきましたので、これについては、町民も安心をして もらえることだろうと思います。4番目の自治体向けの説明会でありますけれども、出席 したというのみの返事でありましたけどもね、出席しない多くの60ですから、町村で言 えばちょうど半分ぐらいだと思いますけれども、多くの自治体については町民に大きな心 配をかけるといったようなことも理由の1つであったようでありますけれども、その説明 会、その後も今度は各地で開いているようでありますけれども、それぞれ評判が余りよく ないということであります。もう少し担当者の方でも結構ですけれども、内容について聞 かせていただきたいと思います。もう1点、条例については町長は熟慮するという話があ りました。これは3年や5年先にどこどことはならないと考えています。最低でも10年 とか、もっとかかるだろうと思っていますので、本当に熟慮をしていただいて、制定の方 向に向けてほしいなと思いますけれども、もう1点は、厚岸町は大変な不安感を覚えて、 条例を制定した決議を採択したことになっておりますけれども、町長声明という条例制定 なんかよりはうんとそのハードルの低い方法もある訳でありますから、あわせて熟慮して いただいて町長声明ということも実行してほしいなと思いますので、その辺の考え方につ いても伺いたいと思います。

○議長(芳住革二君) 佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) 私の方からご説明いたします。6月の説明会に出席いたしま した。情報を的確に収集し、町民に説明が求められた場合には、適切な回答をしたいとい うことで出席いたしました。新聞では出席されていない自治体もあったようですけども、 私としては、情報をきちっとつかむことで出席しました。事業内容でございますけども、 説明内容でございましたけども、まず1点目は地方処分事業の概要ということで、高レベ ル放射性廃棄物とは何なのかということ。それから、その処分方法、地層処分についての 技術的な話し。それから地層処分の安全性について、そういった話し。それから事業の進 め方について、それぞれ説明を受けました。特に地層処分事業の進め方についてはまず、 第一に有望地を絞り込む。多分机上で出来るのだろうと思います。それがある程度絞った 後に文献調査というものがあるそうです。文献調査を行って、更に適地を絞り込み概要調 査という事で、ボーリングだとか、そういう現場の調査。さらにそれが終わり次に進める ものとして精密調査と。地下施設の建設・試験ということ、最終的には施設建設。それぞ れの段階におきまして、国の方から照会があって、そこで自治体がそういった調査なりを 受け入れるのか否かを確認されることです。すべての段階で拒否された場合に、一つ一つ の段階でそこから先は進まないという国の説明を受けてございます。それから、大きな説 明のもう1点は、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けて新たな取り組みということで

説明がございました。これまでの取り組みの経過、原子力委員会が行なって来た内容です とか、それから、すでに一度公募をして、手を挙げた町がありましたけども、それはその 後、住民の同意等の関係で町を二分する事態となり、選挙となって推進する町長が選挙か ら落ちて新しい町長はそれを撤回したと。その後は一向に進んでいないことの中で今回改 めて、この手続きに関するプロセス。こういったものを法律を改正して進めることで、法 律は5月22日だったと思います。閣議決定したことでございます。そういった中で、先 ほど言った地層処分のプロセスを踏みながら進めていくのですと。何よりも国で考えてい るのは、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう地層 処分に向けた対策を確実に進めたいのだと。そういったことの中で、いろいろ検討したけ ども、宇宙に、それから海洋にいろいろ検討したけれども、地層処分が一番よいというこ との中で、この方法が選択されたということのようでございます。また、これらを進める に当たって、全国的な国民理解、地域理解をさせなければならないことで、全国各地でセ ミナーなり、説明会をこまめにやっていきたいということを言っておりましたので、その 後、展開されているものと思ってございます。それから、最後に大きな3点目には、長期 エネルギーの需給見通しの検討状況ということで、総合資源エネルギー調査会の小委員会 における見通し、有識者で審議され了承されたのだと。いわゆるこれからの安定したエネ ルギーというものを作っている中でどういう見通しでいくのかということで、自給率は震 災前を上回る水準まで改善すること。電力コストは現状よりも下げること。欧米に遜色な い温室効果ガス削減目標に向け、これからのエネルギー政策を展望する内容、こういった 中で、これはわかりませんけれども、いわゆる原発の再稼働ということもはらんでいるの かとも思いますけども、そういうもちろん核のゴミを処分しつつ、長期的な安定的なエネ ルギーを確保しなければならないこともあわせて説明を受けております。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 私の考えは申し上げましたけれど、その意志表示をどういう形で やるのかというのが、条例制定だとか、町長声明という話もございましたけれど、どのよ うな形がよいのか、それらにつきましても今後十分に検討して参りたいと思っています。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。(なしの声あり)以上で、堤議員の一般質問を終わります。次に、**伹野 裕之 議員の「コミュニティ・スクールの導入」**の発言を許可いたします。 伹野 議員。

○4番(伹野裕之君) 4番伹野裕之です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入について質問いたします。公立学校教育に対する国民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりをより一層進めるためには、保護者や地域住民の意向が学校運営により的確に反映されることが重要であるとし、平成16年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、保護者や地域住

民が一定の権限を持って、学校運営に参画することを可能とするコミュニティ・スクール 学校運営協議会制度が導入されました。コミュニティ・スクールは、教育委員会から委員 に任命された保護者や地域住民等で構成される合議制の機関である。学校運営協議会を通 じて校長の作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営全般について教育委員会・校長 に意見を述べることなど一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みであります。 平成26年4月1日時点でコミュニティ・スクールの活動は、187市区町村で1919 校。うち幼稚園94園、小学校1240校、中学校565校、高等学校10校、特別支援 学校10校と増加傾向にあります。文部科学省は学校と地域が一定となって子どもを育む 地域とともにある学校づくりの有効な仕掛けとして、コミュニティ・スクールを全公立小 中学校の1割、約3000校に拡大することを目標に、一層の設置促進を図っています。 このことを受け、北海道も取り組みの拡大を図ろうとしている。北海道教育委員会は、コ ミュニティ・スクール導入推進を重点点検・評価し、今年の5月から6月にかけ、道内公 立小中学校と市町村教育委員会を対象にアンケート調査を実施しています。このアンケー ト調査は、効果的な行政の推進に資すると共に、道民への説明責任を果たすため、地方教 育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の事務の管理、執行状況につい て、学識経験者の知見をも活用しながら、平成20年度から毎年度点検評価を行い、重点 的に取り組んでいる施策や道民の関心の高い施策について、成果や課題を検証する目的で 実施しています。今回の調査結果の分析で、導入される成果については地域との情報共有 や意見集約など、地域連携についての期待は高い。学力向上や生徒指導の課題解決など、 学校諸課題の課題解決についての期待は低い。全般的に学校に比べて教育委員会の方が期 待は低い。となっている。導入しない理由について全体としては学校では成果が不明確。 市町村教育委員会ではすでに地域と連携が出来ているとの回答が最も多く、コミュニテ ィ・スクールは必要ないと考える不用感が強いとなっている。こうした中、第3回北海道 総合教育会議で最終的な議論を行い、北海道知事が10月28日に、北海道総合教育大綱 を決定し、学力向上、コミュニティ・スクールの普及促進、子どもの貧困対策と教育支援 の3点を重点的な取り組みとして位置づけをしている。人口減少の到来という非常に厳し い状況の中で、北海道の子ども達は道民の手で地域全体で育てていくこととして、北海道 総合教育大綱の中の本道教育の基本方針で、コミュニティ・スクールの普及促進を図ろう としている。ここで次の2点を質問いたします。北海道教育委員会からのアンケート調査 は、小中学校と教育委員会に求められたが、その回答内容はどのようなものだったのか、 概要説明を求めます。当町にもコミュニティ・スクールが必要かと思うが、その可否は。 以上お伺いいたします。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 議員ご指摘のとおり、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)につきましては、平成16年度から制度化され、全国で平成27年4月1日現在2389校が指定されておりますが、北海道においては5%未満の実施率で、北海道の実施

率が低く、特に日高管内では実施している市町村がない状況にあります。そのため北海道 総合教育大綱の重点的な取組として取り上げられているところです。また、管内において は、11月に日高町を会場に制度説明会も開催されております。本制度に係るアンケート 調査については、5月に制度未導入の内、小中学校304校を無作為に抽出して行われた ものです。その中で、当町では新冠小学校が対象となり、また、教育委員会からも回答し ております。調査はコミュニティ・スクールの導入の予定についての設問内容で、導入に ついては、今のところ予定していないとの回答をしております。次にコミュニティ・スク ールの導入の可否についてでございますが、当町においては地域住民参画による学校運営 を行う組織として、平成15年度から学校評議員制度を導入しており、各学校に4名それ ぞれ学校長の推薦により委嘱しております。コミュニティ・スクールについては、先にお 話したように、平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により制 度化されており、主な役割として3点で1点目、校長の作成する学校運営の基本方針を承 認すること。2点目、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を出すことが出来る こと。3点目、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出すことが出来るとあります。 両制度を比較しますと、学校評議員は校長の求めに応じ、個人として意見を述べることに 対して、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は一定の権限を持って関与する 合議制の機関となっております。当町においては学校評議員制度を取り入れた時期と、コ ミュニティ・スクールが制度化された時期とがやや重なり、導入間もない、評議員制度の 充実に向けて取組をすすめておりました。各学校で行われている、評議員会は年間3回の 学校主体となった会議を実施しながら学校運営上の意見を頂きながら学校経営に反映して おり、設置から10年以上を経て学校に浸透して来ていることから、コミュニティ・スク ール等の新たな制度導入については検討していなかったのが実情です。しかし、道教委か らも積極的な働きかけと研修会等実施されておりますので、今後、各種情報を収集の上、 学校とも意見交換しながら熟慮したく考えております。

○議長(芳住革二君) 再質問ございませんか。はい、伹野議員。

○4番(伹野裕之君) 道教委のこのアンケート調査の結果で学校としては、成果が不明瞭、ほとんどの市町村教育委員会ではすでに地域との連携が出来ていると回答し、コミュニティ・スクールは必要ないと考える不用感があります。当町においても、同様の回答かと思われます。しかしながら、北海道教育委員会は、今年度山口県と三重県の先進校を視察し、コミュニティ・スクールの特徴を次の6点に整理しております。1点目、地域は学校の応援団として学校運営に参画している。2点目、地域は、学校の問題点や課題を地域に聞く。地域と共有することが出来る。3点目、地域は学校の課題を責任感と自覚を持って受け止める。4点目、学校だけで考えるよりも多彩でかつ人員が必要な解決策に取り組むことが出来る。学校と地域が互いに誘発しあい、学校が活性化する。6点目、地域で子ども達を見守るため、児童生徒の問題行動にも気づきやすい。このように分析・整理されています。このことから地域人材を活用する制度や、地域の意見を学校運営に取り入れる

制度がほかにもありますが、視察で明らかになったコミュニティ・スクールと他の制度と の違いは、地域の考え方にあると思われ、それは、地域が学校の課題を自らの課題として 受けとめている。地域には、学校からの依頼に応じないといった受け身の姿勢や外部から 学校に対して、助言・アドバイスをするといった感覚はなく、地域がまさに学校の当事者 と同じように当事者として、学校の課題と向き合っており、地域は学校や子ども達と同様 なことに関して、学校職員と同じように自分達の課題として捉えていて、学校と地域が課 題として捉える領域は、重なり合っていたと北海道教育委員会は結論づけています。この 視察の検証から見えて来ることは、アンケート調査での導入しない理由の答えと、相反す る成果が映り出されていることです。コミュニティ・スクールの成果や他の類似制度との 違いなどが十分に認識される可能性があります。先ほど教育長は学校評議員制度に触れま したけども、私も学校評議員を小学校と中学校で務めさせていただきました。その中でや はり学校評議員制度に関しましては、あくまでも外部評価というようなそういった観点で の見方しか出来なかった部分があります。地域を代表して、意見を言える立場であります けども、あくまでも外部評価というような認識が強かった記憶がございます。当町におい ても教育長の目指すところの教育目標を達成する上で、教育長の言うオール新冠で対応す るのであれば、自ずとコミュニティ・スクールが必要不可欠かと考えます。教育委員会の 中にコミュニティ・スクール検討委員会というような調査研究するプロジェクトチームを 立ち上げ、十分に検証した上で判断すべきではないでしょうか。私は早急に取り組むべき 課題と考えます。再度答弁を求めます。

○議長(芳住革二君) はい、杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 重ねてのご質問でございますが、一部繰り返しになろうかと思い ますが、ご答弁申し上げたいと思います。まずもってコミュニティづくりに対する認識で ございますが、ただいまの北海道教育委員会の見解も紹介されましたが、私自身コミュニ ティ・スクールは、地域住民が学校運営に参画し、学校と地域が力を合わせて子どもの成 長を支えることにより、地域とともにある学校づくりや地域コミュニティづくりを進める 上で有効な手だてであると認識しているところでございます。そのことを踏まえ、少し振 り返りになりますが、学校運営協議会制度は平成16年の地教行法の改正。学校評議員制 度はその4年前の平成12年の学校教育法の改正によるものであります。そのため、本町 においては学校評議員制度を先に導入し、運営してきたことから、その後の学校運営協議 会については重複する制度と捉え、メリットについても十分に把握することが出来ずに、 現在に至っているところであります。しかし、近年に至り平成25年閣議決定で第2期教 育振興基本計画が策定され、その中で全国1割の学校での実施を目指すという計画が決定 されており、また、平成27年3月政府の教育再生実行会議の第6次の提言においては、 すべての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、コミュニティ・スクールの仕組み の必置について検討を始めるという提言がなされたところであります。これを受け、文部 科学省は同年4月、中央教育審議会にこのことについてを諮問したところであり、中央教 育審議会では、現在審議中でありますが、10月段階の部会の審議では、混乱を懸念する学校関係者の意見を考慮し、導入を努力義務にとどめる審議をまとめたやにマスコミ報道を見たところであります。また、この中教審は年内に答申をまとめるとのマスコミ報道がありますので、その中の論議では、学校支援本部とのあり方について検討が加えられるなど、いまだ流動的であります。いずれにいたしましても、近年このことについてのスピードアップ化が求められていると認識はしてございます。しかし、法改正以来10年以上が経過してもいまだ全国的には約8%、道内では約2%程度にとどまっていることのその原因、メリット、デメリットを両面をよく含めて調査研究し、既存のPTA組織や学校評議員組織、学校支援地域本部、ボランティアNPOなどとの整合性について、よく慎重に検討してまいりたいと。もし、その中で仮に負担感などがあったとすれば、そのことが現在の中教審の答申、話し合いの中でどのように扱われるのかと。そのことを十分注視し、中教審答申を出た段階で導入の可否については教育委員会において慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございませんか。(なしの声あり) 暫時休憩します。再開は11時20分とします。

(休憩 11時 6分)

(再開 11時20分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。「**ヨシキリザメ被害に早期** 対応を」の発言を許可いたします。伹野議員。

○4番(伹野裕之君) 4番伹野裕之です。議長より発言を得ましたので、ヨシキリザメ被害に早期対応を。について、通告に従い質問いたします。近年、地球温暖化の影響ためか、ヨシキリザメによる漁具・漁網への被害が数多く報告されている。町内漁業関係者の話によると、頻繁にカレイ刺し網やタコ篭などにヨシキリザメがかかり、漁具・漁網を傷つける報告が年々深刻化している要素であるという。このような被害は当町前浜だけではなく、日高・胆振沿岸にも顕著に見られ、苫小牧漁業協同組合では、独自にアンケート調査を行い、調査報告をまとめている。そのアンケート調査は、苫小牧漁業協同組合所属船の船長など代表35人に8月24日から31日の期間で行われました。調査報告によると、8月末時点でカニ籠916個、カレイ刺し網で229枚の被害とまとめられています。網が喰い破られるなどヨシキリザメによるものと見られる被害について、9割の32人が今年は特に多いと回答し、時期に関しては7割の25人が7月から8月と答えています。苫小牧漁業協同組合の漁業者から、漁具の被害に法的な保証を求める声も多く、苫小牧漁業協同組合は、道への要望を含め、関係機関と対策を協議したいとしています。当町の漁業関係者もヨシキリザメによる被害は重要な問題として認識しています。地球温暖化が加速していく中で、早急に対策を講じなければ、今後被害が拡大していくのではないかと危惧

する声も聞かれ、一早い対応が切望されています。当町も町主導で漁業協同組合と協力した中で、詳細に調査・検証を行いその結果をもとに道や近隣町、関係機関と連携を図り、早急に新たな組織を立ち上げ、対策を協議し、早期対応により被害を最小限にとどめるべきではないのか。対応が遅れるとエゾシカやゼニガタアザラシのように手のつけようのない状況に陥るとも限りません。重要案件として位置づけし、早急の対応を求めるものです。ヨシキリザメの被害防止には、積極的な捕獲が最善策と考えます。しかし、ヨシキリザメを捕獲するのに新たな漁具・仕掛けに対する投資や余分な労力が必要とされます。ヨシキリザメはフカヒレの原料となりますが、近郊にフカヒレの加工施設もなく、漁獲量も少ない事から、採算性も低く、漁獲物としての価値がほとんどないような状況にあります。このことから漁獲物・漁具の被害防止のため、ヨシキリザメの減少と捕獲者に対する積極的な捕獲意欲の向上を図り、苦情を推進する目的で有害鳥獣駆除対策事業によるクマ、シカ、カラス、アライグマと同様に捕獲奨励金の対象とすべきと考えます。町長の所見をお伺いいたします。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹 町長。

○町長(小竹國昭君) 議員からご質問のヨシキリザメ被害への早期対応について、お答えいたします。1点目についてですが、ヨシキリザメにつきましては、普段は熱帯や温帯海域に広く生息している鮫でございまして、近海では岩手県気仙沼市でのマグロハエ縄船での水揚げが有名でございます。議員からご指摘のとおり、地球温暖化による海水温の上昇が原因と考えられておりますが、近年は当町前浜付近にまで回遊し、漁業被害が見受けられるようになりましたが、今年は例年に比べて被害が顕著に多いとのお話しを漁業関係者からお聞きしております。ヨシキリザメは、比較的小型の魚類やイカ、タコを好んで捕食いたしますが、今年の被害が大きかった苫小牧海域ではカニへの被害も報告されております。当町では沖合でのタコ空釣り網漁で網が食いちぎられる被害が確認され、沿岸でのタコ篭や秋サケの定置網への被害は無いように聞いておりますが、正式な被害状況については把握しておりません。具体的な被害調査につきましては、年明け以降に、ひだか漁業協同組合が行うことで調整して頂いておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

また、2点目につきましては、漁業者が捕獲、駆除することに対して捕獲奨励金の対象とし、駆除対策をすべきとのご提案と受け止めておりますが、ヨシキリザメを捕獲するとなりますと、網の使用は出来ませんので、ハエ縄漁が現実的な方法として考えられますが、当町では行っていない漁法でございますので、漁業権の取得やそのための設備、漁具の購入など新たな費用が発生します。また、捕獲効果を高めるには、当町だけでなく近隣町を含めた広域的な駆除体制の構築が必要となりますし、仮に捕獲費用の一部を奨励金で補填出来た場合にも、捕獲の際は主要な魚種の操業を休みますので、それらの所得をヨシキリザメで確保出来る見込みにはなく、駆除の実施に向けての課題は多々あろうかと存じます。いずれにいたしましても、議員がご心配されることは十分に理解出来ますし、漁業者も大変ご苦労されていることと存じます。ひだか漁協としても課題が多い中ではありますが、

対応策を検討する上で先ずは管轄区域全体の被害状況把握に努めるとのことでございますので、連携を図りながら、具体的な対応策がまとまった際には、当町もご支援して参りたいと存じますのでご理解願います。

○議長(芳住革二君) 再質問ございませんか。はい、伹野議員。

○4番(伹野裕之君) それでは再質問させていただきます。漁業関係者の不安を払拭するには、やれることはすべてやる。手を尽くすことが行政として最低限の仕事だと思います。日高沿岸の7町3漁業協同組合が、足並みをそろえてヨシキリザメの被害に関する調査・検証を行い現状把握し、報告することで、初期対応が図られたものと漁業関係者に理解され、納得のいく対応をなされたと推察されます。その次の段階として、漁業被害の対策に関する被害防止、被害補償などの対応策は、検査・検証の結果による判断なので、その判断結果の内容は別として、十分かつ慎重に考察した中で判断していただきたいと思います。初期の調査・検証を日高町村会会長である町長の立場を生かして、日高管内全町での一斉調査・検証を行い漁業関係者と現状の理解と認識の共有を図るべきかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 管内的な取り組みはもちろんしなければならないと思っておりますけれど、よそのヨシキリザメの被害状況を全く私、把握してございません。新冠までがそうなのか、それとも様似までがそうなのか、よくわかりませんので、まずは被害状況を把握した上で、次の段階に進んでいきたいと思いますし、これは当然、漁業者の方が被害を一番受ける訳でございますので、漁業組合そのものもやはり現状等について把握をして、私どもに報告をいただいた上で、次の対策に移っていきたいと考えております。以上です。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございませんか。(なしの声あり)以上で、伹野議員の一般質問を終わります。次に、長浜 謙太郎 議員の「レ・コード館が保有するレ・コードの PRについて」の発言を許可いたします。長浜 議員。

○10番(長浜謙太郎君) 10番長浜謙太郎です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、レ・コード館が保留するレコードのPRについて一般質問をさせていただきます。新冠町はアナログレコード、20世紀の音楽文化を記録した歴史遺産と位置付けて、これを後世に継承するため、平成3年度からレコードと音楽によるまちづくりを進めており、平成9年6月にはレ・コード館を建設し、レコード文化の拠点施設、レコード100万枚をスローガンとして、今日まで全国に情報発信を続けております。平成29年には20周年の節目を迎える中、現在約96万枚のレコードが保有されており、スローガンの達成も間近であります。地方創生の名のもとに、人口ビジョンや総合戦略の策定も進む中、改めてまちづくりに向き合い、ない物ねだりではなく、あること探し、あること磨きをすると、当町のレ・コード館とその保有するレコードは日本いや、世界に類を見な

い貴重な観光資源であることに気づかされます。レ・コード館には保有レコード検索用の パソコンが設置されているほか、リクエストにも対応し、来場者の利用満足度を高めてお りますが、これからは来てもらうためのサービスの提供も重要であると考えます。インバ ウンドを含めた交流人口を拡大させ、地域への経済効果が波及することを狙うに当たり、 富裕層と呼ばれている人間は、自分の目的を果たすためならば、お金や時間を費やすこと もいとわないことでしょう。このターゲットからは、例えば100万円の外貨獲得を目標 とした場合、100人から1万円を獲得する方法ではなく、1人から100万円を獲得す ることが出来、目標実現も可能なのです。そこで、来た人へのおもてなしはもちろん、来 てもらうためのおもてなし、人を呼び込むためのホスピタリティーとしてSNSを活用し、 ある対象によっては、心ゆさぶられるであろう1枚を紹介するインフォメーションや愛好 者が探し求めている貴重な一枚に出会えるため、外部からアクセスできる検索システムを 構築出来ないものでしょうか。自分達では、その価値に気づかないものであっても、熱狂 的なファンにとっては、わざわざ新冠に足を運んででも聴きに行きたい。聴いてみたい。 そう思わせるだけの垂涎の1枚もきっと眠っていることでしょう。何に魅力が秘められて いるかわからないものです。また、デジタルメディアの普及により、消滅すると思われて いた流れも変わりつつあり、色あせることないその特徴が見直され、昨今はアナログ愛好 家も増えており、アーティストや音楽業界もあえてレコードを発売する動きが見えており ます。検索されたデータやSNSのリアクションから最近のトレンドを分析し、この先の 運営やイベントに反映させることも可能でしょう。先の平成26年度決算審査特別委員会 の中で、年間に寄贈される枚数の推移とデータベース化の進捗状況を聞かせていただき、 早急の外部検索システム導入に関しては、物理的にも人員的にも費用的にも厳しいことは、 承知ですが、SNSの活用については障壁は、さほど高くないと思われます。ぜひ、出来 ることから始めていただければと考えておりますので、見解を伺いたいと思います。よろ しくお願い致します。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 長浜議員からのご質問にお答えいたします。レ・コード館に収蔵しておりますレコードにつきましては、本年11月末現在で96万7057枚に達しており、全国各地の実に3926人の方々から寄贈いただいているもので、開館20年の節目となる平成29年度には、100万枚の目標が達成出来る見込みでございます。また、収蔵レコードのデータベース化の実績数は39万2326枚で、およそ220万曲が蓄積されておりまして、これを活用して来館者のリクエストや検索要望にお応えしている状況でございます。ご質問にありますように、レ・コード館や収蔵レコードをPRしていく手段といたしまして、SNSの活用や、検索システムの改善は有効と考えられますが、既存のデータベースシステムの改修には、高額な費用を要することもありまして、情報発信を含めたPR方法については、時間をかけて検討する必要があると考えております。一方で、レ・コード館は、観光や社会教育の機能を有する町の中心施設でありまして、町長からも、

開館から20年を迎えるにあたり、今後の館運営のあり方について、改めて検討し直すよう指示を受けておりますので、特に、観光を視点とした館運営や情報発信のあり方につきましては、議員からご提案の内容を含め、町観光部局との協議も行ってまいりたいと存じます。これら館運営全体に関する検討につきましては、平成28年度中には取りまとめたいと考えておりまして、検討が深まった段階において議会にも協議させていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございませんか。(なしの声あり)以上で、長浜議員の一般質問を終わります。次に、**武藤 勝圀 議員の「JR日高線の復旧に向けた取組等について」**の発言を許可いたします。武藤 議員。

〇9番(武藤勝圀君) 9番武藤です。まず1点目のJRの復旧の問題についてお尋ねします。2点質問したいと思います。今週の月曜日ですか、12月14日に協議会が開かれまして、その中で新聞報道によりますと、JRは復旧の前提として、各沿線自治体の負担を求めたという、それが再開の条件で出された報道ありまして、この問題についてはずっと前から報道されていまして、各自治体の温度差もあると思いますけれども、町長は、各自治体も負担すべきでないかという意見について、どう考えているか、まず伺いたいと思います。2点目は、上下分離方式と言いまして、今、鉄道だとか道路、空港これの経営に関して、上部運行だとか運営ですね。これをやる組織と下部インフラが主で管理、これに分けて、その経営することで国内でも何カ所か行われておりますし、アメリカあるいはイギリスで行われているということですので、これについての町長の見解を伺いたいと思います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹 町長。

○町長(小竹國昭君) ご質問は、復旧費用のことをお聞きになっているのか、その後の運行経費についても言われているのか、はっきりしませんでしたけど、通告は復旧にかかる費用のことでしたので、これについてお答えいたします。被災箇所の本格復旧に要する財源の確保や費用負担については、JR北海道と道、運輸局による「JR日高線検討会議」において、協議がなされているものと認識しておりますし、本件に関しては、町が負担すべきものではないと考えているところでございます。2点目のローカル線の維持・再生に向けた、上下分離方式の導入に対する見解についてでございますけども、さきの行政報告でも述べましたとおり、JR日高線を持続的に維持するための各種取組を検討・推進することを目的とする、JR北海道及び管内7町、道による「JR日高線沿線自治体協議会」の初会合が去る14日に開かれ、今後、さきに取りまとめ致しました、「JR日高線の利用促進に関する検討報告書」を基にしながら、JR日高線の持続的運行に向けた取組等につきまして、協議を進めることとなります。そういった中で、上下分離方式の導入ということも、場合によっては提案として上がってくることもあるかも知れませんので、その時

は、先進事例も参考にしながら調査や議論を深める必要があるものと考えているところで ございます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございませんか。はい、武藤 議員。

○9番(武藤勝圀君) 今、基本的に負担すべきではないとの答弁いただいて、私もそう いう認識で同じと思うのですけれども、復旧を考えていく上で大事なのは、私は2点ある と思うのです。1つは公共交通のあり方と言いますか、それを町民はもとより、沿線の住 民これらが共通して、公共交通としてJRは大事なのだという認識が必要であるというふ うに思っております。例えば、JRが必要か住民にアンケートを取りましたら、率直にも うこれだけ車が発達しておりますから、アンケートでは、多分、過半数はJRは必要なく て車でいい。そういう結果が出る可能性はあると思うのです。ただ、実際上JRがなかっ たらどうなるか、いろんな不便被る人たくさんいる訳です。例えば、障がい者の方は車い すの人はバスでは、とても札幌まで行きませんから、JRが必要だとありますし、それか ら、高齢者や車を持っていない人、いろんな買い物だとか、そういう行くのに必要だと。 今一番困っているのは、高校生だと思うのです。高校生が行く上で高校も教育過程をやっ ていく上で困っていると思うのですけど、このままずっと行ったら地元の高校からほかの 高校選ぶ可能性が出て来ますから、そういう点では、ぜひこのJRは残していく必要はあ ると思っています。確かな営業係数、この前新聞出ておりましたけど、日高線の場合10 0円の利益を上げるのに1022円ですか、留萌線から見れば、留萌線は4000円くら いかかりますから、そういう点では安いのですけれどもね、それでも何としても残して、 今、地方創生で人口をどう増やすかという時に高校生が町にいなくなることになれば、ど うして地方創生と言えるかとありますので、その点ではアンケートで過半数以下でもそう いう必要な人がいるのだという点で、残すという点で、住民の意識の高揚を図っての取り 組みが大事だと思うのです。もう1つ考えているのは、JRは要するに各自治体に金を出 して欲しいと。しかし、実際としては基本的にJRの間ということで、ただ、このままお 互いやっていたら、なかなか展望が開けてこない面がありますので、お金を出すかどうか は別にしても、JR残して早急に再開してほしい意気込みは見せて行く必要あると思いま す。だからそれは金を出すか出さないかは別にしても、とにかくいろんな形あると思うの で、そういう工夫して、いろんな方法でJRに早急に復旧すれと。そういう意気込みを見 せていく必要あると思いますので、その点についての町長の見解を伺いたいと思います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 武藤議員のおっしゃること、本当に私もそのとおりだと思っておりまして、高校生の方々が大変、今でも不便を感じているところがございまして、代行バスにつきましても、いろいろJRの方に高校生の活動に支障のないような形で、いろいろダイヤの編成、変更等もお願いをしているところでございます。そういった中で、JRに復旧工事を早くやってくれと。これは言うのはよいのですけれど、JRとしては、やはり国や道の支援をいただかなければ、この復旧工事は30億と出ておりますけれども、初め

の方の被害の復旧だけなのですけれど、それを助成してもらうには、再開してから何年も 経たないで、廃止するようなそのような見込みのところには、国や道は支援しない訳でご ざいます。ですから、将来とも持続出来る、そういうようなシステムをある程度作らなけ れば、復旧工事に手を付けられないという形になります。こういうことであれば、JRの 将来とも運営出来ていけるとそのような体制と言いますか、システムみたいなものを作ら なければならない訳でございますが、そのためにJRの日高線が将来とも持続出来るよう にするには、どうしたらよいかということで、これをこの検討会議でしょうか、自治体協 議会の中でいろいろ取り組んでいきまして、これでいけることであれば、JRも国の方に 支援を要請いたしまして、復旧工事に係ることでございますので、今おっしゃったように 赤字の額が非常に多い、13億というような、年間に13億というような数字も出ており ましたけれど、それらの多額の赤字が出るところは、ずっと維持するということは非常に 難しいような言われ方もされておりまして、そういうことであれば、復旧工事にまだかか れないと、イタチごっこみたいなものなのですけど、そういう中で、持続して運行出来る ための取り組み、私どもと地元と、それからJRと一緒になって考えていきましょうとい うのがとりあえずのスタートでございまして、これから具体的にどのようなことで取り組 んでいけるか。お互いに意見を交換していきたいとなっているところでございます。そう いった中でも、いつまでもダラダラとやっている訳にもいきませんので、期限を決めまし て遅くとも来年の3月ぐらいまでにはそういった結論は出さなければならないという事で、 出来るだけ早くその方向性を出しましょうということで、これから精力的に取り組んでい くことにしておりますので、また、皆さんさんからも何かよいアイデアがあればご提言を いただければと思っているところでございます。以上です。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございませんか。(なしの声あり)引き続き、「**国保診療 所の無床化について」**の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番(武藤勝圀君) 2点目、4点ほど質問したいと思います。1つは町長は今年の27年度の町政執行方針で常勤内科医師3名体制による疾病の予防、治療、機能訓練を一体化した効率的で効果的な医療を提供し、予防事業の推進も図りながら、町民の皆さんの医療の安心安全と健康保持のため、よりきめ細かなサービスの提供に心がけ、診療所運営を展開してまいります。と、述べておりますが、今回、年度途中での大幅な変更となりました。経営の改善、医師確保などいろいろ努力はされてきたと思うのですけれども、今回なぜ変更せざるを得なくなったのかについてはやはり、町民への説明責任があると思いますので、その見解を伺います。それから2つ目は、今回新ひだか町との連携協定により負担金を新ひだか町に支払うことになりますが、日本においては入院先をどこにするかは、患者が自ら決めるフリーアクセス。フリーアクセスというのは要するに保険証1枚あれば患者がどこの病院に行って、あるいはどこの病院に入院するかは自由だという制度が、戦後

一貫して定着してきております。今回の新ひだか町立病院と特定するのではなく、日高医師会全体あるいは二次医療圏と言いますか、そういう中で医療連携で対応するべきではないかと思いますけれども、その点についての見解を伺います。それから3つ目は、今後連携したとしても患者数変動によるいろいろ見直しをしなければならん時期が多分来ると思いますが、その協定ではどうなっているか、その点について伺います。それから4つ目は、もうすぐこの診療所が1月からかかりつけ医ですよね。という事で、そういう方向で強めることなのですけれども、このかかりつけ医の役割を発揮していく上で、医師と患者の信頼関係をつくることが大変大事だと思いますが、どう進めていくか伺いたいと思います。以上4点お願いします。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹 町長。

○町長(小竹國昭君) 国保診療所の無床化につきましては、これまでも行政報告や全員 協議会等において説明してまいりましたので、その繰り返しとなる部分もありますが、ご 理解賜りますようお願い致します。まず、国保診療所は、平成21年度に病院から18床 の診療所へと規模を縮小しましたが、これまで、常勤医師3名を確保しながら、24時間、 365日の診療体制を維持し、町内唯一の一次医療機関として、疾病の予防・治療・機能 訓練を一体化した診療所運営を継続して参りましたし、議員のご指摘のように今年度にお いても、同様に運営して行くことを方針としておりました。しかしながら、患者数の減少 による一般会計からの繰り入れの増加や老朽化が著しい施設の整備に向けた検討を進める 中で、将来的な診療所の体制としては、無床化とすることが望ましいと判断し、当初、平 成28年4月からの無床化に向けて、関係機関と協議を進めていたところではありました が、本年7月に梅津所長から、本年12月末を持って退職したいとの突然の申し出があり、 新たな医師の確保について関係機関に働きかけましたが、年度内での医師の採用は難しく、 残るお二人の医師と協議したところ、入院病床の維持は困難であるとの判断から、予定を 前倒して、12月末での無床化に踏み切らざるを得ない状況となったところであります。 このような経過により、無床化が早まる結果となりましたが、町民の皆様には、去る11 月24日から26日までの3日間にわたり、説明会を開催し、無床化に至った経緯や今後 における診療体制等について説明する機会を得たところですが、これまで入院されていた 患者さんや今後入院が必要となる患者さんの受け入れ先の確保に加え、余剰となる職員の 受け入れ先の確保や、救急医療体制を確保しなければならないなど、多くの課題があり、 この課題解決のため、関係機関と慎重な協議を進めてきたことから、結果として町民の皆 様への説明が遅れたところであります。

次に2点目の医療連携協定に基づく新ひだか町への費用負担についてでありますが、まず、この度の国保診療所の無床化の協議を進める上で、当町が考えている、日高圏域における医療機関の在り方として、静内町立病院を中核病院とした日高中部圏域の医療圏として、国保診療所を無床化し、それぞれが機能分担していくという考え方について、日高医師会の会長である新ひだか町立静内病院の小松院長と協議し、指導をいただいたところ、

既に当町と新ひだか町は、住民生活において一つの生活圏として定着しており、医療においても同様であるとの考えの下、国保診療所を無床化し、新ひだか町と連携して行くことは、現在、国や道が考えている、地域医療構想とも合致しており、望ましいとの判断を頂いたところであります。これを受け、プロジェクトチームの答申にもあった様に、当初は、一部事務組合や広域連合を組織し、新ひだか町立病院と国保診療所を共同運営したい旨を申し入れしておりましたが、事務の煩雑さや事務職員の配置などの経費の無駄を省くため、現在の医療連携の形が提案され、今日に至ったところであります。もちろん、議員ご指摘のとおり、患者さんが、どの医療機関を受診されるかは、本人の自由選択でありますが、国保診療所を無床化するに当たり、町民の入院環境を確保することは、行政の責務でもあると考えておりますし、この度、新ひだか町との医療連携の形となりましたが、いずれにいたしましても、入院病床を両町で共同運営する考え方は変わるものではなく、ベッドの確保に係る費用を当町が負担することは当然のことと考えております。

また3点目にあります、費用負担についてですが、新ひだか町立静内病院及び三石国保病院の入院に係る赤字分を町民の利用比率に応じて負担する内容となっており、いずれも 実績に応じた負担となっていることから、町民の利用実態により毎年変動する内容となっております。

最後に4点目の「かかりつけ医」としての役割についてであります。

当診療所は、一次医療機関として、適切な検査結果に基づく正確な診断、確実な処置、さらには、状況に応じ、次の医療機関へ迅速に繋げていくことが、医師と患者の信頼関係を築くうえで何よりも重要なことでありますが、まずは、町民の皆様に気軽に受診頂ける環境を整えることも必要不可欠であり、そのためには、医師を含めたスタッフ全員による親切丁寧な対応に努めることはもとより、医師による講演会の開催など、医師と町民の距離を少しでも縮めていく工夫も必要と考えております。

今後、4月に採用を予定している所長を中心としながら、地域医療に重点を置いた、新たな国保診療所の運営に向け、取組んでまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、先ほど日高医師会の会長である静内町立病院というふうに申し上げましたけれど、新ひだか町立静内病院ということでございますが、ちょっと間違えましたので訂正をさせていただきます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございませんか。はい、武藤 議員。

○9番(武藤勝圀君) 新ひだか町立と共同運営ということで、対処していきたいことなのですけれども、私、最初言いましたように、日高圏域と言いますか、二次医療圏というか、そういう全体の中で判断すべき問題でないかと思うのです。特定の病院というのが理解出来ないのですけれども、今までも、多分医療を結局、縮小したり、日高管内でもあったのです。例えば、隣の厚賀の勤医協厚賀診療所も10年前に無床しましたし、今日の新聞ですけれども、鎌田病院も無床になるという事で、いろんなそのあったのですけども、それに伴ってお金が補助金出すとか余り聞いたことないし、基本的にそういう病院だけ経

営が出来なくなって、縮小だとか廃院する場合は今までは日高の医師会でどうするかは、お互い助け合ってやってきたと思うのです。ですから、今回なぜそういう方式が取れないのかが疑問として残る訳です。今回、医療連携ということで、新ひだか町立静内病院と特定していますけれども、患者は、例えば新冠の町民が最優先で入れる状況ではないと思うのです。やはり病院が誰をその入院するかどうかというのは病気の重症だとか、そういう状況で判断する訳ですから、それから前もいろいろ資料出されておりますけれども、新冠は大体町民、診療所受けているのは4分の1です。あとは新ひだか50%ぐらいですか、あと苫小牧だとか札幌に行っている訳ですから、そういう状況の中で、そういう患者との整合性と言いますか、それをどう図っていくのか疑問として残りますので、ちょっと伺いたいのですけど。

○議長(芳住革二君) はい小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 費用負担の件についてご指摘ございましたけれど、共同で運営するということでございますので、これは先の事例と致しまして、婦人科のことがございまして、婦人科を運営するに当たりまして、新冠町と新ひだか町一緒に婦人科を経営いたしましょうという形で、それぞれ費用負担はもう既にやっている前例がございます。この度の入院ベッドにつきましても、これもやはり、新冠町の町民の方々が入院が必要な場合に入院出来るきちっとした、そういう環境をつくろうということで、こういうことにした訳でございまして、今の時点では特別なことが出来れば別ですけれど入院は出来ないとか、そういうことはまずはないだろうというような予測をしているところでございます。また、もちろんここに行かなければだめなことはない訳でございますので、隣の町には静仁会もございますので、静仁医の方にも、もちろん救急等でもいろいろお世話になるものですから、そういう面で、私が直接院長さんのところに行きまして、こういう体制になりますので、今後ご協力お願いしますという形で来ましたけれど、そこには特に経費負担するとか、そういうことは一切発生いたしません。そちらはそちらでやっておりますので、あくまで連携して共同で運営すると。そういう認識のもとに、私どもは今回こういう体制を取ったところでございますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。武藤議員。

○9番(武藤勝圀君) やはり今までもさっきも言いましたように病院を縮小したり、廃止する場合、いろいろケースがあったのですけども、そういう場合圏域の中での病院間の共同で対処してきて、お金がその負担金で出すという話は聞いたことないのです。私は。前の全員協議会の中でもこういう例がなかったから、苦労した話しがあったのですけれども、今までも総合病院がなくなったり、縮小してなど全国ではあると思うのです。今回も日高中部で検討しているように日高にある758床が2025年には636床で122床減る訳です。そして、北海道では1万減るし、それから全国で43万床と、だから、これからはどんどんいろんな、これからもそういう減ったりあるのですけど、それでお金が動くのはどうしてもわからないのです。ですから、そういう医療機関の中で対処して、やっ

ていくべきでないかと。ですから、お金がそういう動くことはなかった。ですから、そういう点では今回私懸念しているのは、こういう例というのは悪い前例になるのでないか懸念があるのです。ですから、その後、先ほども言いましたように、見直しについても、いろいろ出てくると思いますので、その点についても早急に新ひだか町と話し合っていただきたいことで、再々質問したいと思います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 武藤議員のおっしゃるのもわかるのですけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれど、共同でやるという場合にいろんな方式があります。ですから、一部事務組合でやるということもございます。その方法でやれば、当然かかる費用はそれぞれの町が負担するということになる訳でございまして、今もう消防だとか、衛生組合だとか、一部組合で事業を運営しておりまして、必要な負担分については新冠町も負担している訳でございまして、その方法もあったのですけれども、先ほど申し上げましたように、事務的なことが、いろいろ重なりますし経費も増えてまいりますので、これは、そういう形にしないで連携をすると。医療連携という形を取ったということでございまして、あくまで2町で、この入院ベッドについては2町で責任をもって運営するという形でございますので、経費負担が出て来るのは当然だと私は思っております。民間であれば、あるいはこういうことないのかも知れませんけど、やはり町民の医療体制というのは、守らなければならないという中ではこういうことがやむを得ないのではないかなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長(芳住革二君) 以上で武藤議員の一般質問を終わります。昼食のため暫時休憩いたします。再開は1時10分といたします。

(休憩 12時 8分) (再開 13時10分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。次に、**武田修一 議員の「国保診療所の無床化について」**の発言を許可いたします。武田 議員。

○5番(武田修一君) 議長さんより発言の許可をいただきましたので、国保診療所の無床化について、に関係する事柄について数点質問をさせていただきます。午前の武藤議員の一般質問の表題と同じでありますけれども、出来るだけ違う視点でと思いますが、重複する分があった場合は、ご了承願いたいと思います。この件についての行政報告の中で、住民説明会において町民の皆さんは大体理解されているのかなと町長の感想であったかと思います。しかし、私が聞いた周囲の声は全くその逆でありまして、なぜなんだ。いつ決まったのだという怒りと驚きに満ちたものでありました。確かに9月の第3回定例会での町長の行政報告や、答弁の中で国保診療所を無床化にすることで関係機関と協議を進め、特に関わりの大きい新ひだか町との間で慎重に進めてきた。そして、今後も無床化を確実

に進める。という内容が述べられておりましたし、自治体間のことであり、慎重な対応が 求められる中、議会も何度か説明も受けて来ておりました。しかし、町民側から見れば、 11月末の説明会まで、あるいは9月定例会の内容を掲載した議会広報が発行された11 月13日以降手にして見るまでは、ほとんど知り得ない訳でして、説明会自体知らない人 もいた中、やはり唐突な感はあったのだと思います。そこで先ず、1つ目といたしまして、 そういった諸事情は理解しますが、町民への情報提供が遅れたことについて、やはりより 早い段階での対応をすべきではなかったか。2つ目として、現場で働く職員に対し、混乱 や不安を最小限に抑える対応が、十分になされていたかどうか。3つ目、臨時職員も含め た離職者に対するサポートについてはどうであったか。その点もお伺いしたいと思います。 また4点目、先の第3回定例会で町長は当町の保健福祉・介護など連携を強化した地域医 療を確立し、その中核を担う新たな施設の改修へとつなげたい。と、述べられております。 今回の行政報告の中でも診療所の医師と保健師との連携により、疾病の予防に努める。と ありますが、ならば、私はそこにさらに社会福祉協議会の介護へルパーも加えて、より一 体化したそれぞれが連携しやすく、効率のよい、保健福祉と医療の体制を整える事が必要 と考えますが、いかがでしょうか。関連ありますが、5つ目として新しい診療所の建設計 画にあわせてただ今の点を考慮した体制及び施設の整備について取り組む考えはないかど うか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 先の答弁と重複するところもありますが、ご理解賜りますようお 願い致します。まず、国保診療所の無床化については、当初、平成28年4月を目途に関 係機関と協議を進めておりましたが、梅津所長からの突然の退職申出により、予定を前倒 して、12月末での無床化に踏み切らざるを得ない状況となったところですが、入院患者 の受け入れや余剰職員の受入れ先の確保、救急医療体制の確保等、多くの課題があり、こ れらの解決には、当町議会はもとより、相手方である新ひだか町との関係もあり、情報が 漏れないよう、関係機関と慎重な協議を進めてきたところであります。議員ご指摘のとお り、早い段階で対応すべきとの考え方も当然ありましたが、そういった十分な対応策もな い中で、早い時期に公表することにより、町民の動揺が広がることも懸念されますし、何 よりも、新ひだか町との関係性において、この無床化が実現出来なくなることは、避けな ければならないことでありましたので、結果として、この時期での説明会の開催とならざ るを得ないところでありましたのでご理解を賜りたいと存じます。また、職員についても 同様であり、職員に周知したのは9月上旬のこととなり、不安を抱く職員もおりましたし、 更には、異動が必要となる看護師及び看護補助者についても動揺はありましたが、異動に 当って、希望の聴取を行いながら、正職員である看護師については、身分を守る必要があ ることから、診療所に残る者、恵寿荘へ異動する者のほか、割愛により新ひだか町へ採用 して頂くなど、最大限の対応をさせていただきながら、それぞれの行き先も決まり、現在 は落ち着いた状況でありますし、臨時職員である看護補助者4名についても、恵寿荘への

人事異動の希望を取り、2名が恵寿荘での勤務となりますし、残る2名についても、異動 先を斡旋しましたが、自ら新ひだか町の医療機関へ応募し、採用が内定している状況とな っているところであります。

次に今後の診療所のあり方についてでありますが、今後においては、地域医療に重点を置き、これまで以上に保健・福祉・介護との連携を強化していくこととしておりますが、 4月からの設置を予定しております、地域医療連携室の活用を図りながら、議員がおっしゃられておりますように、社会福祉協議会の介護へルパーなども含めた、町内外にある資源を有効に活用しながら、地域包括支援センターの機能を十分発揮出来る体制を強化する必要があると考えておりますし、そのための体制整備に加え、老朽化した診療所施設の改修についても、機能が最大限発揮出来るような設備、体制整備につきまして調査・検討を進めていきたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(芳住革二君) 再質問ございませんか。はい、武田 議員。
- ○5番(武田修一君) 住民説明会では、これまでは身近に医師がいる安心感があったがこれからどうなるのか。よい先生がいなくなる不安や心配の声あるいは町のサービスや体制等の情報をどんどん発信してほしい。という声が聞かれたかと思いますが、それらは多くの町民を代弁する声でもあると思います。こういった声にこれからどういうふうに応えていくのか、あわせてご所見を伺いたいと思います。
- ○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。
- ○町長(小竹國昭君) 説明会の中では、出席された方々から、いろんなご意見をいただきました。それは、本当にそういう不安感もお持ちだというふうに思っておりますので、それらを私ども真摯に受けとめまして、それにどういうふうに対応出来るか。十分検討していきたいと思っておりますけど、新しく来る所長さんとそれは十分協議をしながら、進めなければならないのですけれど、いずれにいたしましても、地域の皆さんともっと、今までよりも密着したようなそういうようなお医者さんと地域の住民ともっと密着したような関係を保たれるような形にしなければならないと思っておりますし、これはお医者さんだけに頼るのではなくて、やはり、それ以外の地域連携室を設ける訳でございますので、そういった中で在宅の方々に対する対応というのも、しっかりやっていきたいとこのように思っておりますので、これから新年4月に向けての対応ということになりますけれど、十分検討してなるべく早くは町民の皆さんの不安を払拭するような対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。
- ○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。はい、武田議員。
- ○5番(武田修一君) 医師の退任につきまして、行政報告の中に一身上の都合という表現がありましたけれども、これは都合のよい言葉であり、やはり、より丁寧な説明が求められる部分であるかなと考えます。双方ともに最善を尽くした納得のいく対応をしてきたかどうか、この点について最後にお伺いしたいと思います。
- ○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) お医者さんの退職でございますけれど、説明もいたしておりますけれど、一応3月31日で定年にはなる訳でございます。それで、状況によってその後もここで勤務するというようなことも出来た訳でございますけれど、協議している中では初めは3月31日の定年をもって退職したいというようなお話でございましたけれど、先ほど申し上げましたように、7月になってから12月いっぱいで退職したいと、改めて申し出があったものですから、いろんなスケジュールがだいぶ狂って来たというのは、現実でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。というのは、一身上の都合というのは、そういう退職願が出てきておりますから、それはその通りなのですけれども、やはり先生も次の仕事の関係も多分あったのではないかなと思っております。最初は3月までいるという話だったのですけど、それが急に前倒しということになったのは、いろんな事情もあったのかと思いますけど、私どもはそこまではっきりと聞いておりませんので、いずれにいたしても、12月31日で辞めたいというようなそういう強い意思がございましたもので、それは一身上の都合ということで、申し出ございましたので、それを私どもは承認したと。そういう経過でございます。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 以上で、武田議員の一般質問を終わります。これで、一般質問を 終わります。

◎日程第3 議案第51号 平成27年度新冠町一般会計 補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第3 議案第51号 平成27年度新冠町一般会計 補正予算を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出から項ごとに一括して行いますので、発言は内容をとりまとめ、明瞭簡潔に、補正項目の範ちゅうで質疑を行なうよう、お願いいたします。歳出の14ページをお開き下さい。

1款 議会費 から質疑に入ります。 1項 議会費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページから 15ページ。 2款 総務費 1項 総務管理費 ありませんか。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) ふるさと納税で3点伺いますけれども、ふるさと納税始まった当初は 1年間で30万円程度だったと思いますけれども、6000万円以上ということでありますから、これは今は毎日30万円ずつ入金があるのだろうと思いますけれども、その体制についてですね、財政係でやっているのだろうと思いますけれども、聞いた範囲ではいろいろこう金額が大きくなると、専門職を設けてですね、あるいはNPOを利用して、漏れのないようにと。そしてしっかり発送も迅速にするといったような体制を作っているということも聞きますので、新冠町は余計な心配かも知れませんけれども、職員体制について大丈夫なのかどうかということについて伺いたいと思います。もう一つ納税の際に、新冠町頑張れといったような、メッセージもあるのだろうと思いますけれども、そのメッセージは、町民に対するメッセージでもありますから、広報かホームページでも知らせてほしいと思います。もう1点については、ふるさと納税は3点に指定出来ることになっていま

すね。1つには早い馬づくり。2つめはアナログレコードの保存と言うのですか、そして、 その他まちづくりと3つある訳でありますけれども、それぞれの現在までの金額について、 教えて欲しいと思います。

○議長(芳住革二君) 中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 職員体制についてでございます。今、議員がおっしゃられた ように方法としていろいろあるのですが、例えばよくやられているのは委託業者の方に、 納税の受け付けから発注等まですべてお願いする委託方式もございますし、あるいは専門 の臨時職員、あるいは職員を採用して、その中でやっている自治体も実はございます。新 冠町の場合は、先ほどご質問ありましたように、総務課の財政係が中心になってやってお りまして、実質3名から4名の中でこなしていると。いうものでございます。体制につい てご心配いただいておりますが、当町の寄附納税額の状況を考えますと、現状では何とか 出来るのかなということで、今現在こなしておりますが、年々増える可能性もございます ので、新年度に向けては、新たな体制を組まなければいけないかなということも、実は考 えているところでございます。それとふるさと納税に対する納税者からのメッセージとい うことでございますが、今はほとんどクレジット決済になっておりまして、従前のように FAXでいただくような形ではほとんどなくなっております。そういう意味で納税者の方 の頑張れメッセージはほとんど受け取れないという状況でございますので、ご理解いただ きたいと思います。それともう1点の3つの寄附行為の目的があるのですが、それに対し てどれくらいの割合で来ているのかということでございますが、27年度についてはまだ 集計を取ってございませんが、26年度の決算で見ますと、26年度で4680万ほど入 ったのですが、その中でアナログレコードが約350万円。競走馬、馬づくりの支援に対 しては約1100万円。その他町長が認める場合ということで3200万円ほど寄附をい ただいた内訳になってございます。これについてはそれぞれ27年度の予算額に反映させ ていただいているものでございます。以上です。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) 3番目のそれぞれの金額ですけれども、27年度についてはこのペースでいくと1億円に達する可能性もあると思うのです。それとこのふるさと納税というのは、町税から始まって、いろんな税金がありますけれども、納税者が使い道を決めることが出来るのです。新冠町へ送って馬のために使ってくれということは出来るのです。そうすると、今までの既存の事業にみんなはめてしまうと、どういうふうに使われているか、はっきりわからなくなると思うのです。金額の少ないうちは新しい事業を立ち上げて、皆さんの税金はこういった事業に使いますよ。ということは出来ないかも知れませんけれども、1億円近くになるとすれば、新規事業を上げて、はっきりとこの事業に使わせていただきますと。あなたの寄附金は、早い馬づくりに活用させていただきます。こういう事業やります。それからあなたの寄附金はアナログレコードの収集や保存等について使わせていただきますと、いうようなことで事業をはっきり分けて書いて納税者に返事するという

事も、やっぱりやっていかなければだめだろうなと思いますけれども、それについてはどのように考えますか。

○議長(芳住革二君) はい、中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 今、1億円というお話がございましたが、当町の予算の中では多分7000万円超えぐらいの決算になるかということで、今見込んでございます。その中で、先ほど申しましたように先ほど昨年4600万円の中の寄附金の内訳を申し上げました。それをそれぞれ寄附そのものは目的寄附でございますので、それぞれの目的に基づいた予算措置をしなければならないということで、先程申し上げましたように、それぞれのレコードあるいは馬、あるいはまちづくりのためということで、それぞれの予算を反映させているものでございまして、その中身を今、議員がおっしゃられるように、例えば4600名の方にダイレクトメールで送ることが必要なのか、あるいはインターネット上でホームページ上でお知らせすることが出来るのか。それらについてはこれから検討してみたいと思っておりますが、いずれにしてもダイレクトメールでご寄附いただいた方にこういう形で使いましたというのは、無理かなと考えております。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、16ページ。2項 徴税費 ありませんか。はい、伹野議員。

○4番(伹野裕之君) 4番伹野です。町税等過誤納還付金についてお尋ねします。町税等過誤納還付金が、今回の補正で計上されることは、9月以降に発覚したことなのか。二重三重のチェックをしていると思いますが、どこでミスに気付いたのか。また、その過誤納付は1件のものなのか、または複数件なのか。次に多くの町民は役場の仕事作業は間違いないものと信じ、請求があれば何の疑いもなく支払をすると思います。このようなミスは町民の信頼を裏切ることと同じような行為であると思います。過誤納付させたことで、納税者に対してどのようなお詫びをしたのか。また、納付者は納得してくれたのか。そして、今後過誤納付が発生しないようどのような対策を講じたのか。お答え求めます。

○議長(芳住革二君) はい、中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 過誤納の関係、今回の補正の内訳でございますが、予算の説明の時に申し上げましたように、2月から始まります確定申告において過年度申告で、お金を戻さなければならないという状況が起きる可能性があるものですから、その分を計上させていただいたものでございまして、今回の補正に関しましては、誤った計算ミスなり、徴収によってお金をお返しするということによる予算の補正ではないということをご理解いただきたいと思います。

- ○議長(芳住革二君) ほかありませんか。はい、長浜議員。
- ○10番(長浜謙太郎君) 10番長浜です。13節委託料で簡易コンビニ収納システム とありますが、これの導入はいつからなのでしょうか。
- ○議長(芳住革二君) はい、杉山税務課総括主幹。
- ○税務課総括主幹(杉山結城君) 今回、簡易的なコンビニ収納を予定しておりますのは、

来年の4月1日以降に対応をしたいと考えております。なぜ、今12月に補正をするかと言いますと、今回この件について議決をいただいた後、すぐにシステムをインストール、導入いたしまして、年明け以降納付書が正確に使えるかどうかのチェックをするのに数ケ月間要します。それで12月に今回議決をいただきたいことで計上しております。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。3項 戸籍住民基本台帳費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、17ページ。4項 選挙費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。5項 統計調査費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、18ページから19ページ。3款 民生費 1項 社会福祉費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、19ページ。2項 児童福祉費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、20ページ。4款 衛生費 1項 保健衛生費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。2項 清掃費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、21ページ。3項 水道費 ありませんか。はい、長浜議員。

- ○10番(長浜謙太郎君) 10番長浜です。先日の説明の際に、水質悪化が原因でという説明がありましたが、その水質悪化のその原因と対応についてお伺いしたいと思います。 ○議長(芳住革二君) はい、坂東建設水道課長。
- ○建設水道課長(坂東桂治君) お答え申し上げます。この中山間に住む方なのですけども、この方は井戸を掘って自家水、自分で水を引いていた訳なのです。今年の夏でしょうか、何年か前からそういうような状態だったと言うのですが、だんだんその井戸、水が豊富でなくなってきたと。昔は随分、豊富に井戸水が採集出来ていて、気にはならなかったのだけども、その水位がだんだん下がってきて、そして何か見た目にも悪くなってきている。このまま生活水、飲料水で使うのは不安だという相談を受けました。そういった場合に、簡易水道なり地区水道なり新冠町は持っているのですけども、そういうところから、引くことが出来る訳です。そのための補助金を出せる制度があるのです。今回その制度を利用して、井戸水ではなくて、地区水道から整備された水を使いたいのだという相談を受けて、このたび予算要求を議会提案したものでございます。
- ○議長(芳住革二君) ほかありませんか。はい、長浜議員。
- ○10番(長浜謙太郎君) では、水質悪化が何か自然の影響によるものなのか、そういう詳細まではわからないことでよろしいですか。
- ○議長(芳住革二君) 坂東建設水道課長。
- ○建設水道課長(坂東桂治君) 正式に調査した訳ではないので、どれぐらい水質が悪化 しているか数値的なものは持っていませんけども、あくまでも本人が不安だということで、 その不安を解消することでございます。
- ○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、同ページから22ページ。5款 農林水産業費 1項 農業費 ありませんか。はい、鳴海議員。
- ○11番(鳴海修司君) 22ページの5款2目の19節と21節。ピーマン選果場施設

に係る執行残に関連して、2点についてお尋ねします。1点目、工期が残り1週間程度に 迫っていますが、進捗状況はどのようになっているのか。2つ目、6億1430万400 0円の工事請負費に対して、1億6890万円程度の執行残が生じ、落札率は建築工事で 65%、設備工事で80%となっております。他団体への町職員の監督執行は認められな いことは理解いたしますが、補助金・貸付金の支出にあたり、ダンピング受注による不適 切工事の防止対策を始め、発注者に対し町はどのような検証されたのか。また、工事管理 委託料の措置が見えない中、着手から完成・支出に至る過程で、どのように携わるのか。 ○議長(芳住革二君) はい、島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) まず1点目ですけれども、建物の関係だと思います。建物に ついては工期が来週の12月24日までとなってございまして、この24日で完成すると いう運びになってございます。設備については年明け2月の24日までが工期ということ になってございまして、設備については、建物が終わり次第ということになっております。 それから2点目ですが、落札率が低いということかと思います。この点につきましては、 議員ご指摘のとおり建物については予算額から見ますと、入札率は65.3%。設備につ いては80%という状況でございます。建物について65.3%という低い入札率になっ てございますけれども、建物の分につきましては、計画で持っていた事業費というのが3 億1400万円ほどでございます。この数字というのは、国庫補助金あるいはそのための ヒアリング。これを受けるために行った概算設計の金額でございまして、この金額で国の 交付決定も受けてございますが、入札に向けましては、改めて実施設計というものを実施 してございまして、実施設計での金額では2億4600万円ほどとなってございます。こ の概算設計から実施設計まで6800万円ほど工事費が減額となってございますけれども、 この要因を検証しましたけれども、大きな要因というのは、鉄骨の価格が著しく低下した ということでございまして、設計事務所に確認いたしますと、鉄骨の金額というのは、道 単価という設定が無くて、3社から見積もりをいただいて、その中でも最低価格の中で更 に調整率を掛けて算出をされたと。いうことなのですけれども、昨年9月の実施時点で概 算設計を作っておりまして、実施設計は今年の6月ということでございますので、この間 に鉄骨の価格が減額になったということでございます。入札については、この実施設計の 金額を予定価格にしておりましたので、実施設計での落札率を見てみますと、83. 3% ということになっております。町と事業主体との農協との関わりという事でございますが、 近年杭工事のデータ改ざん等が新聞報道でも大きく取りざされていまして、大きな社会問 題となっておりますけれども、私どもの方も建設水道課の職員に同行していただきまして、 建設現場の確認、実施設計書の確認、それから写真で杭工事の施工状況。それから電流値 のデータ等を確認いたしまして、支持層への到達状況を見て来ております。また、来週完 成ということなのですが、完成の際には、日高振興局の検定がございますので、それには 私、それから建設水道課の職員も同行いたしまして、検査の内容を確認しながら町として の検定も考えてみたいと思っております。

- ○議長(芳住革二君) はい、鳴海議員。
- ○11番(鳴海修司君) 答弁による実施設計に伴い、請負額に変更が生じたのであれば、その経緯・経過説明は入札後に当然議会に報告あるべきで怠るということは、本件のようなあらぬ誤解を招き、ひいては議会軽視にもつながるので、今後このようなことがないよう、関係各課と連携を密に取り計られて進めていただきたいと考えますが。また、町補助金・貸付金はもとより、国庫補助金についても町を通しての支出となりますので、町の責務は重大となりますことから、検証事項については万全を期して取り計らって欲しいと思います。また、最後に執行に伴い、農協の消費税負担分も軽減されるので、生産者の施設負担金の軽減につなげるよう指導を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(芳住革二君) はい、島田産業課長。
- ○産業課長(島田和義君) まず1点目ですけれども、落札額につきましては、9月の所管委員会の際に報告いたしましたけれども、その際には最低制限価格制度と低入札価格調査制度について、ご説明を申し上げましたが、予定価格等については公表すべきではないと私自身判断してしまいました。説明不足であったと思いますので、今後については関係課との連携を取りながら、気をつけてまいりたいと思っております。それから検証につきましては、私どももなるべく現場の方へは、向かいますし、以後の生産量の検証等についても、今後続けていきたいと考えております。3点目の消費税の減額という部分でございますけれども、この事業を行うに当たっては、農協さんとも事業費の扱い、協議しながら進めてまいりました。その中では消費税は除いて、これは農協さんの方で負担するということでございました。消費税は国庫補助金の対象外になるのですけれども、ルールとしては、国庫補助対象の中の部分で、そこから国庫補助あるいは日高町等の補助金を除いたものを、2分の1を町が補助。2分の1は貸付金ということで、取り進めてまいりましたので、この件についてはご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(芳住革二君) ほかありませんか。はい、竹中議員。
- ○1番(竹中進一君) 一番竹中です。22ページの19節についてとそれから畜産業費の19節についてお伺いいたします。この環境保全型農業直接支払事業補助金の減額というのは、このことにつきましては、町の担当者も相当努力されて今まで続けてこられたと。しかし、どうしてもそのやむを得ない事情で今年度は、減額補正せざるを得ない状況になったことでございますけれども、今、9月の定例会でも中山間地域直接支払制度の見通しが立っている中で、こういったことに対する農業に対する環境保全それから有機肥料の活用とか、そういったようなことの取り組みというのは今後、逆に前進させていかなければならないことの中で、これで諦めることではなくて、今までせっかく何年間か取り組んできた訳ですから、再度これに取り組む姿勢がそういった地域で見られないかということについて、お伺いしたいと思います。
- ○議長(芳住革二君) はい、島田産業課長。
- ○産業課長(島田和義君) 環境保全型農業直接支払事業の関係でございますけれども、

この取り組みは農産物を有機農業で生産して、そういった面での環境保全という事業でございます。この事業は、当町では農業者1経営体がこれまで取り組みをされてきてございました。27年度から実はこの取り組みの制度の内容が変更となりまして、1戸では対象とならない、有機農業の連携ほかにもこういった動きをつくりまして、有機農業に取り組む方を増やすというようなことがなければ、補助対象にはならないことになったものでございまして、その町内でやられている方も努力もされてございましたし、以前からこの件については、農協さんにも通じて進められないかということで進めてきましたが、特にピーマン農家さんについては、既にエコファーマーの資格を取ってございまして、農薬の提言をしているものですから、これ以上の提言は出来ないという回答もございまして、なかなか当町ではそういった動きには難しいのかなという考えでございます。

- ○議長(芳住革二君) はい、竹中議員。
- ○1番(竹中進一君) 今の答弁ではちょっと見通しが暗いような状況ですけれども、国はこのことについては、大変力を入れて推進してまいる状況で、制度は今年度から変わったことでございますけれども、予算は約倍額、国が推進する状況になっておりますので、粘り強くこの点について取り組んでいただきたいし、また地域でこれに取り組むとなれば、事務作業等それから、地域の協力体制もあって、なかなか大変だと思いますけれども、意欲のあるような地域が、もし現れた場合には町としては出来る限りのそういった事務的な作業等の協力等の体制で何とか、諦めずに続けていただきたいなと思いますけれども、今一度。
- ○議長(芳住革二君) はい、島田産業課長。
- ○産業課長(島田和義君) この環境保全対策というのは、中山間地域等というような地域ぐるみで行うようなものではなくて、農家個々が有機農業に取り組むというものでございます。ですので、そういった農業者が現れなければ、なかなかこの有機農業には進められないというのが現状でございます。
- ○議長(芳住革二君) はい、竹中議員。
- ○1番(竹中進一君) 畜産業費のことについてお伺いいたします。今年度は8万円の増額ということで、これは応募する牧場が増えたのではないかと思います。このことの取り組みがだんだんと浸透していく事が、還元される状況になっていくのではないかと思いますけど、町の方でこのことについてさらに推進してまいることについての取り組みはなされているかについてお伺いしたいと思います。
- ○議長(芳住革二君) はい、島田産業課長。
- ○産業課長(島田和義君) 軽種馬販売対策でございますが、この補助金につきましては、インターネットを活用して、これまで馬の立ち写真それからブラックタイプを紹介していただけなのですけれども、これに新たにウォーキングの動画を加えまして、情報の充実をさせての事業ということでございます。昨年度から始めたのですが、昨年度この事業を活用されて市場上場された方は29頭でございました。今年につきましては、さらにこれを

推進したいことで、登録に係る費用、生産者の負担分を軽減を図りまして、町は2分の1を補助金を出すということを決めまして、昨年よりも45頭多い74頭の実績になってございます。また、この事業を活用しての売却率につきましても、近年は60%台でありましたが、今年は79.5%ともちろんこの事業だけでこれだけ上がったことではなくて、軽種馬市場全体が景気回復で回復が見込まれてきたということもあるかと思いますけれども、そういった実績もございまして、今年については、昨年度もサマーとオータムだけでしたが、セレクションからこれを使うということで推進しておりますので、今後についてもこの活用について、軽種馬振興会さんとも協議しながら進めてまいりたいと思います。○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、23ページ。2項 林業費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、24ページ。3項 水産業費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、10ページ。6款 商工費 ありませんか。 はい、但野議員。

- ○4番(伹野裕之君) 4番伹野です。15節工事請負費について質問いたします。道の駅国道案内看板の補修工事ですけども、これは10月の前段で点検は随契で行っております。この予算に今回の補正予算にその随契の部分の経費が含まれているのかどうか。含まれているとしたら、その経費はいくらか。また、この工事費の見積もりですけども、この工事は複数の会社による見積もりを取ったものなのか。お答え願います。
- ○議長(芳住革二君) はい、佐藤企画課長。
- ○企画課長(佐藤正秀君) 今回の補正予算につきましては、看板を直す部分だけでございまして、既に調査を終えておりますので、執行して終わっております。ですので含まれておりません。
- ○議長(芳住革二君) はい、坂東建設水道課長。
- ○建設水道課長(坂東桂治君) 見積もりの件に関してでございますが、建設水道課でやっておりますので、その件に関して私がお答えしようと思います。これは業者見積もり、何社から取ってというのではなくて、部分的には見積もり取ったのもあるのですが、大半はうちの建築の職員が積算出来ますので、そういった形で積算してございます。
- ○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい伹野議員。
- ○4番(伹野裕之君) それでは今回の補修工事にあたっては一般入札で行うのでしょうか。
- ○議長(芳住革二君) はい、坂東建設水道課長。
- ○建設水道課長(坂東桂治君) 現時点で考えていることは、特別な材料だとか特別な技術を要する訳ではないので、建築業者による入札を考えています。
- ○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、25ページ。7款 土木費 1項 道路橋梁費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、26ページ。3項 住宅費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。4項 下水道費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、27ページ。

8款 消防費 1項 消防費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、同ページ。 9款 教育費 1項 教育総務費ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、28ページ。2項 小学校費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、同ページ。4項 認定こども園費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、29ページ。5項 社会教育費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、同ページ。6項保健体育費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、30ページ。11款公債費1項公債費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、30ページ。5元、8ページをお開き下さい。質疑は、ページごとに一括して行います。

8ページ、11款 分担金及び負担金、12款 使用料及び手数料、13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、9ページ。2項 国庫補助金 14款 道支出金 1項 道負担金 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、10ページ。2項 道補助金 3項 道委託金 ありませんか。堤議員。

○2番(堤俊昭君) 調査員のことで聞きますけれども、インターネットで報告をしなさいというのが始まってですね、統計調査員の手をわずらわせなくても、インターネットというのが増えているのだろうと思いますけれども、ちょっと状況を何%程度に達しているのかということと、それから統計調査員ですけれども、これもやはり高齢化ということで、とりあえず、統計調査員が届けて、書き込んでインターネットで報告するとなっているのですけどね、届けるというのは、郵送ということにはならないのですか。郵送で届けてもらえばインターネットで送り返して、統計調査員の数も大分減らせることが出来るのだろうと思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長(芳住革二君) はい、佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) インターネット回答の正確な回答数は申し訳ないのですけど、おおよそ30%程度だったと聞いています。それと郵送で出来ないのかということですけども、基本的には調査員が各戸まわって説明をして、それで手渡しすると。これは原則になってございますので、送られて来る側も説明を聞かないということもありますので、そういう指導の中で行われております。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、11ページ。15款 財産収入 16款 寄附金 17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、12ページ。 3目 財政調整基金繰入金 4目 地域振興基金繰入金、19款 諸収入 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、13ページ。 20款 町債 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、3ページ。 20款 町債 ありませんか。 (なしの声あり)ないようですので、歳入・歳出の全般にわたって、質疑ありませんか。 場議員。

○2番(堤俊昭君) 15ページお願いします。ここにですね、生活路線バスのこと書いてあるのですけれども、毎年70%赤字分ですよという説明はずっと受けているのですけれども、今回JRのことも運行再開ということもあるので、参考までに聞かせてほしいので

すけれども、この生活路線バス70%を負担するとなった経過と言うのですか。町からの申し出だったのか、あるいはバスの方からの申し出であったのか。70%の根拠は何なのかについて、ちょっと聞かせてほしいと思います。それから一段上の装置取付業務委託料は金額が書いていませんけれども、これはいくらになるのですか。

- ○議長(芳住革二君) はい、佐藤企画課長。
- ○企画課長(佐藤正秀君) まず道南バスの欠損額に対する補助金でございますけども、過去から町村会、各町が集まってですね、それで当時は副町長会議でどのぐらい負担するかという割合を決めていて、道南バスとしては、100%補助金をいただきたいことでございますけども、その辺を交渉と言いますか、しながら70%に落ち着いていると。過去にはもう少し低い時期もあったようでございますけども、そういう要望を聞きながら、少しずつ上げて現在70%で落ち着いていると。この補助金については特別交付税で80%措置されていることでございますので、これがすべて町費実費で持ち出しということでないことも付け加えさせていただきます。
- ○議長(芳住革二君) はい、中村総務課長。
- ○総務課長(中村義弘君) 装置取付業務委託料の関係でございますが、その上段の中間 サーバープラットホームVPN。これが一式81万円ということでございまして、前後を つないでいただければよいかと思います。
- ○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、これで質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行ないます。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより議案第51号について、採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。再開は2時15分とします。

(休憩 14時 2分)

(再開 14時15分)

◎日程第4 議案第52号 平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計 補正予算

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第4 議案第52号 平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計 補正予算 を議題といたします。これより、本 案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第52号について、採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第53号 平成27年度新冠町下水道事業特別会計 補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第5 議案第53号 平成27年度新冠町下水道事業特別会計 補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第53号について、採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第54号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定 補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第6 議案第54号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第54号について、採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第55号 平成27年度新冠町後期高齢者医療 特別会計補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第7 議案第55号 平成27年度新冠町後期高齢者医療 特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第55号について、採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第56号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定 補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第8 議案第56号 平成27年度新冠町介護サービス特別 会計 事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。 質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第56号について、採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第57号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別 会計補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第9 議案第57号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第57号について採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第8号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を 求める意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第10 発議第8号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 秋山 三津男 議員。

○8番(秋山三津男君) 発議第8号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についての提案内容について説明させていただきます。本意見書は、堤俊昭議員を賛成者として地方自治法第99条の規定により、別紙、意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

「奨学金」利用者は年々増加し、大学生の2人に1人が何らかの「奨学金」を利用している。その背景には、私立大学初年度納付金の平均が1,322,526円、国立大学では標準で817,800円と高騰していることや、家庭収入が減少していることにより、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めることによるものである。

一方、不安定雇用や低賃金により、卒業しても返済に苦しみ、「返したくても返せない」若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいる。そもそも、「安定した収入を得て返済する」という制度の前提条件が大きく崩れていると言わざるを得ない。

また、滞納者には年5%の延滞金が課せられ、延滞後の返還金がまず延滞金に充当されるため、元金が長期間減らないことも大きな負担になっている。そのため、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されるところである。OECD加盟34か国のうち半数近くの国の大学は授業料が無償で、32か国に公的な給付型奨学金制度が整備されている。大学の授業料が有償で、公的な給付型奨学金制度がないのは日本だけである。若者を社会全体で応援し、急速にすすむ少子高齢化や地方の衰退に歯止めをかけるため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。
- 2 当面、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止すること。廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。
- 3 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。意見書提出関係機関は 掲載の通りです。以上が、発議第8号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽 減を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、採決下さるようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第8号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第8号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 発議第9号 介護報酬の再改定を求める意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第11 発議第9号 介護報酬の再改定を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 武藤 勝圀 議員。 ○9番(武藤勝圀君) 発議第9号 介護報酬の再改定を求める意見書の提出についての提案内容について説明させていただきます。本意見書は、竹中進一議員を賛成者として地方自治法第99条の規定により、別紙、意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。

介護報酬の再改定を求める意見書

平成27年4月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56%、 処遇改善プラス1.65%を除くとマイナス4.48%の大幅なマイナス改定となった。 施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模デ イサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20%を超えるマイナス改定となっており、事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっている。

全国各地では、すでに「採算」の合わない事業所の閉鎖・撤退が始まっており、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となっている。社会保障の充実を理由に消費税8%増税を強行したにも関わらず、今回のマイナス改定は断じて許されない。

厚生労働省は、今回の大幅切り下げの理由として「社会福祉法人の内部留保」を挙げているが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬の中でさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精いっぱいの状況である。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ、「介護は儲かっている」との判断は明確な誤りである。広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく、事業所の撤退が相次ぎ、訪問看護などいくつかのサービスが利用できない自治体もある。

また、処遇改善加算は介護職だけを対象にしているが、介護現場には看護師・ケアマネージャー・事務職・リハビリ技師・調理職など多様な職種が働いている。介護職全体のバランスの取れた「処遇改善」には、加算ではなく介護報酬自体の引き上げが必要である。

国が「医療介護総合法」の中で、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとする中、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な、利用者負担に拠らない介護報酬の「大幅プラス改定」での見直しが不可欠となっている。

以上の実態を踏まえ、次年度予算編成に向け、誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした介護報酬の見直しが必要である。

上記の趣旨から、以下の事項について要望する。

1 次年度予算において、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、 介護報酬のマイナス改定を見直しすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。意見書提出関係機関は 掲載の通りです。以上が、発議第9号 介護報酬の再改定を求める意見書の提出について です。ご審議の上、採決下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第9号に対する 質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり)ないようですの で、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を 許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第9号につ いて採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君 の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第9号は原案のとおり可決されま した。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第12 会議案第13号 閉会中の継続調査について

◎日程第13 会議案第14号 閉会中の継続調査について

○議長(芳住革二君) 日程第12 会議案第13号、日程第13 会議案第14号、閉会中の継続調査について 以上2件を一括議題といたします。総務産業常任委員会・社会文教常任委員会・議会広報常任委員会・議会運営委員会の各委員長から所管事務調査等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ございませんか。(なしの声あり)異議なしと認めます。よって、会議案第13号及び第14号は、各委員長からの申し出のとおり継続調査することに決定いたしました。これをもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

◎町長挨拶 (略)

◎議長挨拶 (略)

◎閉議宣告

○議長(芳住革二君) 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで本 日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(芳住革二君) これをもって、平成27年第4回新冠町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(14時42分散会)